

飯塚事件と死刑再審

大場 史朗

目次

- 一、はじめに
- 二、事件の経過
- 三、認定された事実と証拠構造
- 四、再審請求の理由
- 五、再審棄却決定
- 六、総合評価の方法
- 七、科学的証拠と証拠開示
- 八、おわりに

飯塚事件と死刑再審

寒さ厳しい一九九二（平成四）年二月二〇日、福岡県飯塚市内で登校中に小学一年生の女児二人（以下、U子・N

子という）が行方不明となつた。懸命の捜索もむなしく翌二一日には甘木市の山中で二人の遺体が発見され、二二一日には二人の遺留品が発見された。いわゆる飯塚事件である。

八〇年代後半から九〇年代はじめにかけて、全国的に幼児の行方不明・殺害事件（のちに再審無罪とされた足利事件もその一つである）があいついでいたこともあり、事件は大々的に報道された。たとえば、二月二三日のある全国紙の社説は「幼い命を地域で守らねば」と題して飯塚事件を取り上げ、「幼い二人のめい福を心から祈ると共に、犯人の怒りを抑え切れない。一日も早い逮捕を願う。」と書いた。被害女兒が通っていた小学校では以前にも別の女兒（以下A子といふ）が行方不明になつていた。

同年三月九日、遺留品発見現場付近で不審な車と人を目撃したというTの眞面調書が作成された。同年六月には飯塚市に住む久間^(くま)三千^(みちこ)氏の血液型とDNA型が、遺体付近から採取された犯人とみられる型と一致するとされた。

一九九四（平成六）年九月に福岡県警は久間氏を逮捕したが、同氏は犯行を一貫して否認。しかし、福岡地裁は死刑の判決を下し、高裁、最高裁も死刑を支持した。そして、二〇〇八（平成二〇）年一〇月二八日、異例ともいえる早さで久間氏の死刑が執行された。弁護士が再審の準備のために久間氏に接見した直後⁽³⁾、そして足利事件のDNA再鑑定が決まつた直後のことであつた。⁽⁴⁾

弁護団は二〇〇九（平成二二）年一〇月二八日、久間氏の一周年忌に再審請求を申し立てたが、二〇一四（平成二六）年三月三一日、福岡地裁は再審請求を棄却した。⁽⁵⁾なお、現場資料は全量消費とされ、再鑑定は不可能であつた。このように飯塚事件はわが国でもきわめてまれな死刑執行後の再審請求である。⁽⁶⁾古今東西を問わず、「無実の者を死刑にしてはならない」ということは絶対的な正義（justice）の要請であろう。そして、そのことは死刑制度を未だ存置するわが国の法律家が決して目をそむけてはならない現実でもある。本稿は、このような刑事法の根幹にかかわる

原理的な視角から、わが国の刑事再審における飯塚事件の意義を明らかにしたいと思う。

一、事件の経過

まず、論を展開するに当たって、事件の一連の経過を整理しておくことにしよう。もつとも、刑事案件は単なる無色な歴史的事実ではない。事件発生当時の時代的・時期的制約を有する歴史的事実である。さらに、現代のように、マスメディアが高度に発達している社会においては、社会の各アクリターが共鳴し合つて刑事案件というものがつくられることがある。したがつて、刑事案件の経過は、事件当時の時代的・時期的背景の中ではじめてその意義又は問題点を正しく認識することができるようと思われる。そこで以下では、当時の新聞報道を基として、飯塚事件の経過を見ていくことにしよう。⁽⁸⁾ いわゆる犯罪報道の主たる情報源を捜査機関に依存しているというマスメディアの特異な状況も考慮すれば、記録には現れない事件の経過を知る上でも一定の意義を有すると思われる。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
1992年 (平成4年) 2月	21日	朝刊	小学生の女児2人が不明	20日朝、福岡県飯塚市内の小学校1年生の女児2人(いずれも7歳)が登校のため家を出たまま、行方不明になったと、同日午後、同県警飯塚署に家族から届け出があった。調べでは、2人は近所同士。通学先の小学校まで200メートル付近を一緒に歩いて登校しているのを交通整理員が確認しているが、学校にも来ておらず、その後の足取りはつかめていない。
		夕刊	2女児いざん不明 飯塚署員ら200人が捜索	21日午後2時までに有力な情報は寄せられていない。調べでは、2人は通っている学校から約200メートル離れた地点と一緒に歩いて登校しているのを目撃されたのを最後に、行方が分からなくなってしまった。途中まで一緒に登校していた友人によると、2人のうち1人が「学校に行きたくない」と漏らしていたという。夕方には学校から約3キロ離れた飯塚市本町の商店街で2人の姿を見かけたという情報があるだけで、その後の足取りはつかめていない。2人の通う小学校では21日朝、緊急集会を開いた。
2月	22日	朝刊	2人殺されていた 飯塚の不明「小1」女児	N子ちゃん(7つ)と、U子ちゃん(7つ)の2人は21日夕、自宅から約18キロ離れた福岡県甘木市の山林で遺体で発見された。同県警捜査一課は、2人の着衣が乱れていたことや、顔に殴られたような傷跡があったことなどから、殺人、死体遺棄事件と断定、飯塚署に捜査本部を置き本格的な捜査を始めた。これまでの調べでは、2人の遺体は国道322号から約10メートル離れた道路上の雑木林の中に並ぶように倒れており、U子ちゃんは黄色いジャンパーを着て頭を北に向かお向かに、N子ちゃんは白いジャンパーを姿で頭を西に向かうつぶせの状態だった。2人は足が重なるような形で倒れていた。2人の遺体には着衣の乱れがあり、顔に出血やかすり傷があった。ランドセルや傘などの所持品もなかった。2人は20日午後、自宅から約2.5キロ離れた飯塚市の繁華街のおもちゃ屋で縫いぐるみを見ているところを、目撃されたのを最後に足取りが途絶えていた。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	22日	朝刊	ドキュメント 飯塚の女児2人殺害事件	<p>20日午前7時40分、近くの友達と計3人で自宅を出て、学校に向かう。U子ちゃんが「学校に行きたくない」と言い、N子ちゃんも同調したので友達は先に行く。</p> <p>同8時8分 2人の自宅から約300メートル離れた所に立っている交通整理の男性が先に歩いていた1人を目撃。「今日はひとりね。どうしたの」と声をかける。</p> <p>同8時半 学校から約300メートル離れた場所で2人が歩いているのを農協職員が目撃。</p> <p>同日午後1時30分 学校から約25キロ離れた飯塚市本町の商店街の書店で、2人が店入り口で犬をなでていたのを店員が目撃。</p> <p>同2時 同商店街のおもちゃ屋で2人がキリンの縫いぐるみを見ながら「しっぽに鎗がついているでしょ。かわいいね。」と階段にしゃがんで話しているのを店員が目撃。</p> <p>同2時半 同商店街から2人が出ていくのをトラックの運転手が目撃。</p> <p>同6時45分 潤野小近くの嘉穂高付近に2人がいたとの情報。</p> <p>21日午後4時55分 約18キロ離れた甘木市野鳥の山中で2遺体発見。</p> <p>同9時 2人の父親が遺体を確認。</p>
		朝刊	潤野小、3年前にはA子ちゃん不明事件	なぜうちの学校だけ悲劇が相次ぐのかー。昭和63年12月にA子ちゃん(当時7つ・1年生)が行方不明になったままで、今回A子ちゃんと同じ1年生の2人が殺害された潤野小学校は度重なる事件に強いショックを受けている。A子ちゃんは昭和63年12月4日(日曜日)の午前10時ごろ、団地内にある公園近くの住宅新築現場で、1人で遊んでいる姿を近所の女の子が見かけたのを最後に行方が分からなくなり丸3年が経過している。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	22日	夕刊	首絞められ窒息死、近くにランドセル	<p>司法解剖の結果、2人の死因は、首を絞められた窒息死。頭部には硬い物で殴られたあともあった。捜索では、遺体発見現場から飯塚市側へ1キロ離れた道路わきの草むらから、女兒の物とみられる赤とピンクのランドセル1つずつ、緑とピンクの靴1足ずつ、衣類、ピンクと黄色の傘2本などが見つかった。死亡推定時刻は20日午後5時前後とみられる。</p> <p>調べでは、2人の所持品は見つかったのは、遺体が発見された現場とは道路を挟んで反対側の斜面。道路の端から2メートルの草むらに散乱していた。遺体があった林に抵抗した形跡がないことや、所持品が発見された状況から、捜査本部は、犯人は別の場所で2人を殺し、車を使って遺体を捨てた後、飯塚市方向へ戻る際、車内に残っていた所持品も投げ捨てた疑いが強いとみている。</p>
		夕刊	A子ちゃん事件の変質者洗い直し	<p>捜査本部は3年前に同市潤野で姿を消したA子ちゃん失踪事件との関連性を重視。A子ちゃん事件の際、捜査線上に浮かんだ変質者を再度洗い直すことになった。</p>
2月	23日	朝刊	商店街から足取りヅツリ 目撃者探しに全力	<p>2人の足取りは、飯塚市唯一の繁華街・本町商店街での目撃証言を最後にヅツリと途切れたまま。捜査本部は本町商店街から甘木市までの「空白」を埋めることが事件解決の鍵を握ると見て、その後の目撃者探しに全力を挙げている。目撃証言によると、2人が商店街にいたとみられるのは、20日午後1時半~2時ごろで、小学校低学年の下校時間帯。20日午後1時40分に同商店街中央付近にある書店の入り口カウンターで2人を見た同店の店員は「ちょうど店番の交代時で時間ははっきり覚えている。が、低学年の小学生が下校する時間で、全く違和感はなかった」と証言する。捜査幹部は「ローラー作戦で2人が連れ去られるまでの行動を追っているが、わき道に入ったとすれば目撃証言を得るのはかなり難しい」と漏らす。最後に目撃された直後に、わき道かその周辺で犯人に声を掛けられ、だれにも気付かれず、連れ去られた可能性もあり、同幹部は捜査の前途に不安のぞかせている。</p>

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	23日	朝刊	学校周辺に変質者、昨秋から出没	被害者の2人が通っていた潤野小学校周辺で昨年秋から、乗用車の男が女子児童に声を掛けたり、児童の前で下半身を露出する事件が十数件発生していたことが22日分かった。飯塚署は変質者によるわいせつ行為とみて、殺害事件との関連を調べている。
		朝刊	飯塚の2女児 死亡時刻に2時間の開き、1人だけ食事の形跡	遺体解剖の結果、2人の死亡推定時刻に2時間の開きがあることが22日分かった。九州大学で行われた司法解剖の結果によると、2人のうちU子ちゃんの胃に残っていた食物は、消化状況から食後約2時間程度、経過していると見られる。N子ちゃんの胃は空っぽで、食事をした形跡がまったくなかった。遺体の状況にも死亡推定時刻に約2時間の差が認められた。また、2人の遺体には遺棄現場付近にはない枯れ草が付着。別の場所で、屋外に連れ出されて殺された疑いが強まっている。捜査本部は、2人が遺棄現場とは別の山中で時間をおいて別々に殺されたとの疑いを強め、殺害現場の特定を急いでいる。 また、捜査本部は同日までに、2人が行方不明になった20日夕から夜にかけ、遺体遺棄現場から約1.5キロ甘木市街寄りの同市秋月地区の国道322号近くの路上で「不審な車を見た」という情報を得た。目撃した同地区的男性によると、車を黒のトヨタクラウン。男性は「地区外の人間はふだん入り込まない場所なので不自然に思った」と話しているという。

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	24日	朝刊	飯塚2女児殺害、遺棄現場近くに白い車、複数の目撃証言	<p>捜査本部は23日までに、事件当日の20日夕から夜にかけて、甘木市の遺体遺棄現場近くで「白色の不審な乗用車を見た」との複数の目撃証言を得た。潤野小周辺では昨年秋から出没していた不審な男も、白色乗用車に乗っていたことが分かっており、捜査本部はこの目撃証言に注目し、事件との関連を調べている。</p> <p>調べでは、乗用車が目撃されたのは、2人の遺体や所持品が見つかった国道322号八丁峠から甘木市秋月地区にかけて。20日午後4時ごろ、峠の路肩に白色乗用車が駐車しているのを通行人が見たほか、同日夜から深夜の間、秋月地区的国道わき道で白色乗用車を約10人が目撃していた。このわき道には、付近の住民が入ることは少なく「白色乗用車がライトをつけたまま止まり、そばにジャンパーを着た40歳前後の男性が立っていた」との証言もあった。この時、トランクは閉まっていたが、7、8分後には開いていた、という。潤野小周辺では、昨年秋から白色乗用車に乗った男が児童に声をかけたり、児童の前でわいせつな行為をする事件が続発しており、捜査本部はそれぞれの車種の特定などを急いでいる。</p> <p>また、捜査本部は2人のランドセルなどが見つかった現場から、たこ焼きの残りかすが付いたビニール容器と草色の包み紙を発見。犯人が買った可能性が強いとみて、周辺のたこ焼き店の聞き込みを続けている。</p>
		朝刊	「早く犯人捕まえて」しめやかに通夜	福岡県甘木市の山中で他殺体となって発見された飯塚市立潤野小N子ちゃんとU子ちゃんの通夜が23日夜同市内であり、家族や弔問客は悲しみと憤りの中でめい福を祈った。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	24日	夕刊	クラスメートが最後の お別れ 悲しみの告別式	「天国でも仲良く遊んでください」一飯塚市立潤野小N子ちゃんとU子ちゃんの告別式が ²⁴ 日、同市内の斎場で営まれ、クラスメートらが最後の別れをした。午前11時に始まったN子ちゃんの告別式には、一緒に学んでいた児童も、H校長や担任の教諭に伴われて参列。H校長が「とても優しいいい子が、なぜこんなことになったのか。怒りと悔しさで言葉がありません」。友人代表のKちゃん(7つ)が「N子ちゃんのことはいつまでも忘れません」と弔辞を述べるとすり泣きが広がった。同市潤野のU子ちゃんの自宅でも午後、告別式が行われた。
		夕刊	飯塚2女児殺害、顔見知りの可能性も 変質者の洗い出し徹底	捜査本部は2人の遺体には犯人と争った跡がないことなどから、顔見知りによる犯行の可能性もあるとみて捜査している。顔見知りによる犯行との見方を強めているのは(1)2人の体にもがいたり、抵抗したりした跡がない、(2)車を使った犯行と仮定した場合、車内で騒げば目につくはずなのに、目撃者が少ないのは、2人が普通の状態で乗車していた一などから。県警本部長を交えた23日の筑豊6署と甘木署の署長・刑事課長会議でも、こうした見方で一致した。 また、午後は警察庁から深山健男捜査一課長現地入り。飯塚署の捜査本部で報告を受けたあと、遺体遭棄現場などを視察した。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	25日	朝刊	空白の8時間、足取り捜査の全力	<p>県警は捜査員430人を動員した広域捜査を進めているが、事件当日の2人の足取りは本町商店街の書店と玩具店における午後2時の目撃情報を境に前後が“空白”的まで、捜査は離航の様相を帯びている。捜査本部では、本町商店街の目撃証言には、やや曖昧な点もあるため「確実な目撃証言は学校近くだけ」としており、学校近くで犯人に連れ去られた可能性も残るとして聞き込み捜査に全力を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不審な白い車の割り出し急ぐ <p>捜査本部は遺体遭棄現場近くで21日午前零時すぎ駐車していた不審な乗用車の特定を進めた。また、同現場で見つかったたこ焼き容器や草色の包装紙が2人の足取り解明につながる可能性があるとして重視、照合作業を急いだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県教委が緊急会議 <p>事件を受け、福岡県教委は24日、緊急の会議を開いた。児童への指導徹底、学校と家庭との連絡体制のチェックなど、再発防止策を協議した。</p>
		朝刊	防犯指導徹底呼びかけ 2女兒殺害事件で県教委と県警	<p>事件を受けて、県警や筑豊の各教育関係機関も24日、緊急に防犯指導の徹底を呼びかけた。県教育府筑豊教育事務所は、同日、管内の全公立小中学校112校の校長を集め、防犯対策などを協議。潤野小のH校長は「児童や父母に不安と動揺が広がっている」と現状を報告。飯塚署防犯課の佐々木隆雄課長は、2人が行方不明になった経過を説明し、「児童1人ひとりの実態把握を確実にするように。登校しているかどうかを確認し、欠席児童の理由が不明な場合はすぐ家族に問い合わせるように」などと指導した。</p>

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	25日	夕刊	女児殺害・遺留品たこ焼き容器と包み紙通学路の店が使用	捜査本部は25日、2人の所持品が見つかった現場に落ちていた(1)たこ焼きのビニール製容器、(2)草色の包み紙一と同じ物を使用しているたこ焼き店が、女児2人の通学路にあることを突き止めた。2人と犯人の足取りに結び付く手掛かりになる可能性があるとみて、事件当日に不審な男が立ち寄っていないか確認を急いでいる。 調べでは、死体遺棄現場で見つかったたこ焼きのビニール製容器には食べかすが付いており、新しかった。
2月	26日	朝刊	遺留品から指紋検出できず証拠隠滅の疑い	捜査本部は、犯人が捨てたランドセル、傘、衣服など2人の遺留品から指紋検出作業を続けたが、25日までに犯人に結び付く指紋は検出できなかった。捜査本部は「指紋がないとすれば、手袋をしていたか、きれいにふいたとしか考えられず、計画性もうかがえる」との見方を強めている。
		朝刊	2女児殺害で緊急防犯会議 飯塚市の本町商店街	事件を受けて、2人が最後に目撃されたとする飯塚本町商店街では25日、同商店街の役員ら20人が緊急防犯対策会議を開き、今後の対策を協議した。
		朝刊	福岡・2女児殺害 おにぎりたべる?死亡時間やはり同時か	県警捜査一課と飯塚、甘木署の捜査本部の25日までの調べで、U子ちゃんの胃の中に残っていた未消化の食物は米粒だけだったことがわかった。捜査本部は犯人が2人におにぎりを食べさせたとみて、米の品種を特定するため、県警科学捜査研究所に鑑定を依頼した。調べによると、米粒は3-4時間で消化されるが、U子ちゃんの胃の中には、まだ形をとどめた米粒が残り、N子ちゃんの胃の中の米は、すでにおもゆ状になっており、粒は確認できなかつた。捜査本部は2人がほぼ同時に殺害されたとの見方も捨てていない。遺留品発見現場で、たこ焼きか焼きそばが入っていたらしい樹脂パックが見つかったが2人の胃の内容物に該当する食物がないことから、事件との関係がないか、犯人だけが食べたとみている。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	27日	朝刊	飯塚の2女兒殺害事件から1週間 1人の遺体に植物の傷跡	被害者の女兒2人のうち、1人の体にセイタカアワダチソウの茎を押し付けられたような傷跡があることが26日、県警の捜査本部の調べで分かった。遺体が見つかった現場には、この植物は自生しておらず、同本部は屋外の別の場所で殺された可能性がさらに強まったと判断、場所の特定を急いでいる。もう1人の女兒には、この草による傷はなかった。
		朝刊	20日を「生命考える日」に 女兒殺害で飯塚市教委	事件を受けて、飯塚市教委は26日、市内12小学校の校長を集め、児童の安全指導策を協議した。このなかで事件発生の2月20日を忘れないため、各学期に1回、20日を「子供の生命と安全を考える日」(仮称)とすることなどを伝えた。
		夕刊	女兒殺害—白い車にU子ちゃん 飯塚市の国道で目撃情報	捜査本部は27日までに、2人が行方を絶った20日の午後2時半ごろ、U子ちゃんらしい女兒が乗った白い乗用車を、同市内の国道交差点で目撃したとの情報を得た。白い乗用車が目撃されたのは2人の通学先の潤野小から北東へ約25キロ。服装やランドセルの色がU子ちゃんと一致していることから、捜査本部では重要視して車の特定に全力を挙げている。
2月	28日	朝刊	「夜須高原で2女兒見た」 ホンダ車の後部座席	捜査本部は27日までに、2人が行方を絶った20日午前、福岡県朝倉郡夜須町の夜須高原で女兒2人が後部座席に乗った車を複数の人が目撃していたことを突き止めた。調べでは、この車が目撃されたのは20日午前11時前後。夜須高原でホンダの車の後部座席に女の子が2人乗っていた、という。2人が通学していた潤野小から夜須高原へは南に約25キロ。遺体遺棄現場まで東へ約7キロしか離れていない。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	28日	朝刊	小学校そばに刃物男 別の女児2人車に誘う	捜査本部は27日までに、2人が殺害された2日前の18日午後4時半ごろ、刃物を持った男が潤野小の6年生女児2人を脅し、車に誘い込もうとしたことをつかんだ。男の似顔絵を作り、事件との関連を調べている。女児2人の証言によると、男は40歳前後、中肉中背。下校途中の2人について来るよう声を掛け、同小近くの道で、車に誘い込もうとした。2人はとっさに逃げ出し、無事だった。車は白っぽい色だったという。同小近くでは、事件の数日前にも男子児童が車に乗せられ、連れ去られそうになつた事件が起きている。
		夕刊	小学校周辺で聞き込み 飯塚の2女児殺害事件	捜査本部は2人が潤野小周辺で拉致された可能性が高いと見て、通学途中に最後に目撃された20日午前8時半から同9時ごろにかけて、不審な人物や車がいなかつたか、新たな目撲情報の収集に全力を挙げている。
2月	29日	夕刊	2女児殺害で飯塚市議会 子供守る決議採択	事件を受けて、飯塚市議会は29日の最終本会議で、議員提案の「子供たちの生命を守る決議案」を全会一致で採択した。決議では、昭和63年12月に同じ潤野小1年の女児が行方不明となり、まだ解決しないときに女児2人が拉致、殺される悲惨な事件が起きた。三度、同様の事件が起きないよう市民の代表として、未来ある子供たちをはぐくみ、生命を守っていこうとしている。
3月	4日	朝刊	住民に協力依頼へ 女児殺害事件で飯塚署	捜査本部のある飯塚署は9日午後7時から地元の住民を集め、捜査への協力を呼びかける。捜査本部では連日400人以上の捜査員を投入して捜査。これまで220件を超える情報が寄せられているが、事件解決の手掛かりは依然つかめず、2人の拉致現場・時間、殺害場所も特定できていない。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
3月	5日	朝刊	飯塚市の女児殺害 早期解決へ県警本部長が 捜査員激励	福岡県警の古川定昭本部長は4日、捜査本部のある飯塚署を訪れ、捜査員を前に「凶悪性、残忍性において県警の犯罪史上記録に残る重大事件、一層の努力を」と事件の早期解決に向けて奮起を促した。また、同本部長は「全国から捜査の進展を注目されている。地域の住民には昭和63年の小学女児行方不明事件もまだ記憶に新しく、今回の事件の持つ意味は特別」として事件の重大さを強調した。
		夕刊	2女児殺害から2週間 白い車の男が別の3女児 に声・通学路	女児殺害事件は5日、発生から2週間を迎えた。これまでの調べで、犯人は潤野小周辺で2人を含む複数の女児に声を掛け、言葉巧みに2人に白い車に乗せて、夜須高原付近まで連れ去ったとの見方が固まりつつあるが、犯人に直結する物証や目撃情報が乏しく、捜査は長期化する様相を見せ始めている。 2人が友達と一緒に学校に向かったのは、2月20日午前7時50分。その後の捜査で、ちょうどこの時刻、2人の自宅から約500メートル離れた通学路沿いのペットショップ前で、白い車に乗った男が、登校中の別の女児3人にしつこく声を掛けていたことが分かった。 2人の遺留品はランドセルなどほとんど発見されているのに、2人の靴が片方ずつしか見つかっていない。捜査本部は「犯人が隠し持っている可能性があり、変質者特有の行動とも考えられる」という。
3月	9日	夕刊	情報掘り起こせ、2女児殺害で異例の住民説明会 捜査本部	「一体、いつになったら安心してわが子を学校に送り出せるのか」—福岡県飯塚市潤野小の2女児殺害事件が長期化の様相を見せる中、地元住民の間に不安といらだちが募り始めている。捜査本部は情報の掘り起こしを図るため、9、10日の両日夕、地元住民を対象に異例の事件説明会を開き、情報の提供を呼び掛ける。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
3月	12日	朝刊	事件後も白い車 2女児殺害の飯塚市内で 相次ぎ声掛ける	飯塚市で3月に入り、被害に遭った女児の自宅近くなどで市内の別の小学校児童が、白い車に乗った男から「車に乗らないか」と相次いで声を掛けられていることが11日分かった。小学生がとっさにメモ書きした車のナンバーは、県警の捜査本部がこれまでリストアップしたナンバーの1つと酷似しており、捜査本部では事件との関連を調べている。
3月	13日	朝刊	捜査難航、長期化の様相 飯塚の2女児殺害、事件 から3週間	事件は12日で発生から3週間を迎えた。依然、犯人に直結する物証や目撃情報が乏しく、捜査は長期化の様相を見せ始めている。捜査本部は事件発生以来、延べ9千人の捜査員を投入、聞き込みを続けている。市民からはこれまで3百件近い情報が寄せられた。 ▼情報提供は飯塚署=○○○○(○○)○○○ ○=へ
3月	19日	夕刊	飯塚市の2女児殺害事件 から1ヶ月 なお手掛かりつかめず	事件は20日で発生から1ヶ月になる。同県警の捜査本部は「犯罪史上に残る残忍な凶行」(古川定昭・県警本部長)として延べ約1万3千人に入る捜査員を投入、寄せられた情報も3百件を超えたが、事件解決の決め手となる拉致現場、殺害現場、犯人の特定も絞り込めないまま。捜査本部は「さ細なことでも情報提供を」と市民の協力を呼び掛けている。 地元住民は「3年前の女児行方不明事件も未解決。1日も早く犯人が捕まり、安全に子供たちが遊べる環境を取り戻して」と不安を訴える。
3月	24日	夕刊	帰らぬ2女児にも修了証 飯塚市潤野小、小中学校 で修業式	2女児が行方不明となり殺害された福岡県飯塚市潤野小で24日、修業式が行われた。被害者のN子ちゃんとU子ちゃん宅にも修了証と通知表が届けられた。体育馆での式でH校長は「2月に悲しい出来事があった。犯人はまだ捕まっていないので、春休みも十分気をつけて。一人遊びや低学年だけで遊ばないこと。家族以外の車には乗らないように」と、諭すように注意をした。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
4月	2日	朝刊	警察庁幹部が現場視察 飯塚市の2少女殺害	女児殺害事件で、警察庁の松尾好将広域捜査指導官室長が1日来福し、2女児の遺体発見現場などを視察した。この後、捜査本部がある飯塚署で伊与田能弘県警本部刑事部長、桃島新署長ら捜査幹部から捜査状況の説明を受け、捜査指導を行うなど検討会議を行った。
4月	8日	朝刊	飯塚市で女児誘拐未遂 白いワゴンの男逃走	7日午後、飯塚市の路上で、小学3年生女児(8歳)が男に車に連れ込まれそうになった、と女児が通う小学校から飯塚署に届け出があった。同署は誘拐未遂事件として県下全域で緊急配備を敷き、男の行方を追っている。男は40歳ぐらいで濃い色のサングラスをかけ、黒のジャンパーを着ていたという。同署は2月に起きた小学生女児2人殺害事件との関連を調べている。
4月	9日	朝刊	警察庁刑事局長が事件現場を視察 飯塚の2女児殺害	女児殺害事件で、警察庁の国松孝次刑事局長が8日、事件関連現場を視察、飯塚署の捜査本部の捜査員を激励した。飯塚署では桃島新署長らを前に「長期間の捜査で疲労が重なるが、全国的に注目されている事件。全力を傾注して解決してほしい」と励ました。
4月	20日	夕刊	飯塚市の2女児殺害事件 から2ヵ月 捜査長期化へ	小学女児殺害事件は、20日で発生から2ヵ月を迎えた。捜査本部は延べ2万6千230人に上る捜査員を動員、しかし、2人の拉致現場や殺害現場の特定も進まないなど、捜査は長期化している。保護者たちの「3年前の小学女児行方不明事件も未解決のまま。いつになつたら安心してわが子を家の外に出せるのか」との不安は消えない。
4月	21日	朝刊	ABかBの血液型検出 飯塚の2女児殺害・遺留品から	小学生2女児殺害事件で、捜査本部は20日までに、2人の所持品が見つかった場所から、血液型がAB型かB型とみられる体液の付着物を発見、犯人のものである可能性があるとみて調べている。調べでは、付着物は女児の所持品などの一部から検出。県警の科学捜査研究所を通じて警察庁に鑑定を依頼した結果、種類は不明だが、AB型かB型の血液型を持つ人の、だ液などの体液であるとの鑑定結果を得た。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
5月	19日	夕刊	飯塚市の2女児殺害から3カ月 B型血液重点に捜査	小学女児殺害事件は20日で事件発生から3カ月を迎える。捜査本部は「容疑者の血液型はB型」との見方を強め、重点捜査するとともに目撃情報の中で有力な10台の不審車両の割り出しを急いでいる。しかし、「犯人逮捕への有力情報はない」(捜査幹部)という状況だ。 捜査本部は女児の所持品などの一部から犯人のものとみられるだ液などを検出。鑑定の結果、血液型はB型と判明し、有力な証拠として重要視している。 また、福岡県嘉穂郡穂波町で目撃された黒色の大型乗用車と、同県朝倉郡夜須高原で目撲された白色の乗用車など10台の有力な不審車両をリストアップ、車の特定を急いでいる。 一方、過去の類似犯罪歴や、聞き込みから約540人に上る不審者を挙げ、血液型と車の両面から絞り込んだ結果、現在までに約200人は関係のないことが分かった。引き続き、残りの不審者を調べている。
5月	21日	朝刊	「女児殺害解決したい」 堀川・福岡県警新本部長 が抱負	福岡県警の堀川和洋・新本部長=前警察庁長官官房審議官=が20日着任し、抱負を語った。発生から3カ月が過ぎた飯塚市の女児殺害事件について「地道な捜査で何とか解決したい」と述べた。
5月	23日	夕刊	飯塚市の女児殺害事件で 捜査員励ます 堀川・福岡県警本部長	20日着任したばかりの福岡県警の堀川本部長が23日、飯塚署を訪れ、捜査員らを激励。「一日でも早い犯人逮捕に向け、全力で頑張ってほしい」と励ました。
6月	3日	朝刊	飯塚市2女児殺害事件か ら100日(上)	特集記事(略)
6月	4日	朝刊	飯塚市2女児殺害事件か ら100日(中)	特集記事(略)
6月	5日	朝刊	飯塚市2女児殺害事件か ら100日(下)	特集記事(略)
8月	14日	朝刊	飯塚の2女児殺害、初盆	2女児の遺族宅では初盆を迎え、夜遅くまで多くの弔問客が訪れた。「犯人に対する気持ちは変わっていない」「今は、犯人逮捕を待つだけです」。2人の父親は悲痛な思いを訴えた。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
8月	16日	朝刊	飯塚の2女児殺害に重要参考人 DNA鑑定で判明	<p>捜査本部は15日までに、遺体発見現場に残されていた体毛が警察庁科学警察研究所(東京)のDNA鑑定の結果、福岡県内に住む中年の男性と一致していることを突き止めた。捜査本部はこの男性を重要参考人として、第三者機関の東京大学にDNAの再鑑定を依頼するなど詰めの捜査を急いでいる。</p> <p>捜査本部ではDNA鑑定結果のほか(1)女児の遺留品から採取した女児とは別の血液型が男性のものと一致(2)犯行時のアリバイがないなどから男性を重要参考人とみている。しかし、DNA鑑定以外に有力な決め手がないことから、捜査本部は、さらに重要参考人と結び付く他の物証の発見や目撃情報の収集を進めている。</p>
8月	21日	朝刊	飯塚2女児殺害から半年 重要参考人に詰めの捜査、福岡県警	<p>小学生2女児殺害事件は、20日で発生から半年を迎えた。同県警の捜査本部は、この間、延べ4万人以上の捜査員を投入。遺体遺棄現場に残されていた体毛のDNA鑑定などから、県内に住む中年男性を重要参考人として、割り出しているが、鑑定だけで強制捜査に乗り出すには決め手に乏しいことから、この人物と事件との点と線を結ぶ詰めの捜査を急いでいる。</p> <p>DNA鑑定が犯人逮捕の決め手になった栃木県足利市の幼女殺害事件では殺害された保育園児(4つ)と容疑者が歩いているのを見た、との目撃情報から容疑者を絞り込み、あくまでも最後の確認材料としてDNA鑑定を適用した。「DNA鑑定で重要参考人を絞り込んだ飯塚事件とは大きく異なる」と、ある捜査幹部は話す。</p> <p>「遺体遺棄現場の体毛のDNA鑑定結果だけでは、死体を捨てたことは証明できたとしても、殺害との関連を立証するのは困難」(捜査幹部)なほか、拉致現場、殺害現場が特定できていないことなどが“壁”になっている。</p>

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
1993年 (平成5年) 2月	19日	朝刊	飯塚の2女兒殺害から1年 —DNA鑑定	事件から20日で丸1年になる。捜査本部では、警察庁科学警察研究所での現場に遺留された体毛のDNA鑑定などから、同県内の中年男性を重要参考人とみていたが、その後の第三者機関での再鑑定の結果、個人識別の確率当初の鑑定より大きく下回る結果が出て、決め手とはなり得ない状況となった。このため、捜査本部は、新たな目撃証言や物証の掘り起こしに全力を挙げているが有力材料は得られておらず、捜査は難航している。 捜査本部には、事件に関し、これまで520件の情報が寄せられており、延べ6万7千人余りの捜査員を投入。現在は1日150人体制で捜査している。県警は、事件から1年を迎える19・20日の両日、潤野小学校周辺や遺棄現場で聞き込みや検問などをを行い、住民に新たな情報提供を呼びかける。
8月	25日	朝刊	「女兒殺害事件、解決したい」 村井・福岡県警新本部長	福岡県警の村井温(あつし)新本部長=前警察大学校特別捜査幹部研修所長=が24日、着任。記者会見で「飯塚市の女兒殺害事件をぜひとも解決し、県民の皆さんに安心していただきたい」と、抱負を語った。
9月	29日	夕刊	警察2人に暴行 無職の男を逮捕	福岡県飯塚署は29日朝、傷害と暴力行為の疑いで無職久間三千年容疑者(55)を逮捕した。調べでは、久間容疑者は市営住宅内の公園で、事件捜査のため私服で車の中にいた巡査長2人に「お前らはどこのだれか」などと言い掛けたりをつけ、持っていたせん定ばさみで切りつけ、2人のてのひらに、それぞれ全治5・10日間のけがを負わせた疑い。
10月	1日	朝刊	警察傷害容疑者を送検	飯塚署は30日午後、無職久間容疑者を傷害と暴力行為の疑いで福岡地檢飯塚支部に送検した。久間容疑者は29日接見した弁護士に「1週間前に自宅前に出したゴミを持って行かれた。この日は、ゴミを持っていく男がいたので追跡、トラブルになった」と説明。これに対し、同署は「警察官がゴミ袋を持っていったことはない」としている。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
1994年 (平成6年) 2月	19日	夕刊	飯塚女児殺人事件から2年 決め手なく捜査難航、飯塚署	事件から20日で丸2年になる。いまだに有力な物証や目撃証言はなく捜査は難航しているが、捜査本部は19日朝、捜査員50人を動員して車両検問や集中聞き込みを行った。
9月	23日	朝刊	飯塚市の2女児殺害 新証拠の鑑定終る、50代男性の車	県警捜査一課と飯塚署の捜査本部は22日までに、捜査線上に上がっていた福岡県内に住む50代の男性が事件当時所有していた車のシートの4種類の繊維が、2人の女児の衣服に付着していた繊維と一致するとの鑑定結果を得た。捜査本部は、事件解明に結び付く有力な物証とみて、福岡地検と大詰めの協議に入った。捜査本部によると、2人の女児が当時来ていた衣服から、家族や親類など女児が普段接觸していた人の衣服とは、まったく異なる4種類の繊維を新たに検出。この繊維を細かく鑑定した結果、男性が事件当時所有していた車のシートに使われていた4種類の繊維と一致したという。 捜査本部は、事件発生から数か月後、女児の遺品が見つかった甘木市の国道で、2人の女児が行方不明になった日の午前11時過ぎ、紺色で後輪がダブルタイヤの不審なワンボックス車と中年の男性を見た、との目撃情報を入手。この男性が同じ紺色のワンボックス車を所有していたことなどから捜査線上に浮上した。また、事件発生直後に遺体発見現場から女児のものとは違う体液を検出。捜査線上に浮上した多数の人物から毛髪の任意提出を受け、警察庁科学警察研究所や第三者機関の大学研究室でDNA鑑定を行った結果、この男性のものと一致する確率は高いとの結論を得た。捜査本部は、この男性が事件当時所有していたワンボックス車を確保して捜査を継続。今年に入って再度、車内や女児の遺品を調べ直し細かい鑑定を行っていた。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	24日	夕刊	飯塚市の2女兒殺害事件 近所の56歳男性逮捕、福岡県警	<p>飯塚市の2女兒殺害事件で、県警捜査一課と飯塚署の捜査本部は23日午前、死体遺棄容疑で飯塚市潤野、無職久間三千年容疑者(56)を逮捕した。同時に2人の幼い少女が殺害されるという犯罪史上まれにみる凶悪事件は、発生から2年7か月を経て、最大のヤマ場を迎えた。また、24日までに捜査本部は、久間容疑者の車のシート裏から、被害女兒の一人と同じ型の血液を検出した。</p> <p>捜査本部によると(1)遺品遺棄現場で目撃された紺色のワンボックス車と同じ車を事件当時所有(2)女兒の遺体に付着していた体液と、本人の毛髪のDNA鑑定が一致する確率が高い(3)体液から検出した血液がB型で一致など複数の証拠から、久間容疑者を重要参考人と断定。さらに、女兒の衣服に付着していた4種類の繊維が久間容疑者の車の後部シートの繊維と一致するとの鑑定を得たため、逮捕に踏み切った。</p> <p>また、捜査本部が被害女兒の一人と同じ型の血液を検出したのは、この同じシートの裏2か所から。シートの表面は水で洗い流した形跡があったことから、捜査本部では血液が水分と一緒にしみ出たとの見方を強めている。血液は微量だったため、DNA鑑定はできなかった。</p>
		夕刊	福岡県警、遺留品発見に執念 飯塚市の2女兒殺害事件	<p>県警の捜査本部は23日午前、飯塚署で記者会見を行い久間容疑者の逮捕を発表する一方、久間容疑者の自宅庭の掘り返しを24日も再開、遺留品発見に異例の“執念”を見せていく。久間容疑者の自宅には、23日午前6時10分、福岡県警の捜査員約20人が到着。久間容疑者の身柄を県警本部に移した後、家宅捜索が始まった。ものものしい捜索は同日午後5時半まで約11時間続いた後、24日も午前9時から再び始まった。</p>

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	24日	夕刊	直接証拠乏しく「殺人立証が焦点 飯塚市の2女兒殺害事件	事件の捜査が長期化した最大の理由は、指紋などの絶対証拠に欠ける中、逮捕するに足る物証探しの作業が困難を極めたため。捜査当局は「容疑否認でも起訴できるだけの物証を」という検察庁の指示を受け、DNA鑑定、血液型、そして繊維の一致という3つの物証を重ね死体遺棄容疑での逮捕に踏み切った。しかし、本件の殺人容疑に結び付く直接証拠には乏しく、容疑者の死体遺棄容疑の認否が最大のポイントになる。
		夕刊	身近に容疑者…「やはり」 飯塚の2女兒殺害・容疑者逮捕	事件は発生から2年7ヵ月という長い時間を経て、容疑者逮捕で最大の節目を迎えた。事件発生後間もなく捜査線上に久間容疑者が浮かび、警察は久間容疑者の顔写真を持って聞き込みに回った。遺族、近所、学校そして地域住民のほとんどが容疑者の存在を知っていた逮捕までの2年7ヵ月は、それぞれにとって、まさに“異常下”での月日。容疑者逮捕の知らせも手放しで喜べない深い傷跡が地域に影を落とした。N子ちゃんの父は「この日が来るのを待っていた。娘の遺志が容疑者を逮捕させたと信じたい。だがもう娘は帰らない…」と胸の内を語り、室内の扉を閉ざした。U子ちゃんの遺族は熊本県の実家の墓参りに出掛け不在。U子ちゃんの祖母は「逮捕されたんですか。うわさは聞いていましたが」と絶句。「近くで子供の声が聞こえたたびに孫の年を数えていた」と目頭を押された。一方、2人が通っていた洞野小学校では、23日、緊急の職員会議を開いた後、S校長が記者会見し「いつかこの日が来るとは思っていた」と語りながらも「子供には人を信じることをおしえなければならぬのに…。事実は事実として子供たちに伝えるしかない」。逮捕から一夜明けた24日朝も、教師たちは無言のまま。学校関係者は「そっとしてほしい」と校舎内への立入りを拒否した。近くに住む人たちは久間容疑者の自宅の庭の掘り返し作業を気にしながらも、「みんな以前から(容疑者の)うわさを知っていた」と言葉少なだった。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	24日	夕刊	5年9カ月前にも女児不明 福岡県警、久間容疑者聴取へ	飯塚市では、2女児殺害事件とは別に殺害された女児と同じ小学校の児童だった女児1人が5年9カ月前から行方不明になっており、福岡県警はこの事件について久間容疑者からも事情を聞くことにしている。行方不明になっているのはA子ちゃん(当時7つ)で、A子ちゃんは昭和63年12月4日午前10時ごろ、A子ちゃんは久間容疑者の自宅近くで遊んでいるのを近所の人に目撃されたのを最後に行方が分からなくなってしまった。
9月	25日	朝刊	飯塚市の2女児殺害 容疑者の車シート繊維、 女児服に付着	2人の女児の衣服に付着していた久間容疑者の車のシートの繊維が、衣服全体から100本近く大量に見つかったことが、24日分かった。繊維は福岡県警が久間容疑者逮捕に踏み切るきっかけとなった有力証拠で、女児の靴下や下着にも付着していたという。 繊維は肉眼では識別できないほど微細だったが、鑑定で千位の色は(1)茶(2)肌色(3)こげ茶(4)オレンジの4色に分けられることが分かった。関係者によると、久間容疑者が事件当時、所有していたワンボックス車の後部シートのラインと色が合致した。 捜査本部によれば、繊維素材の製造は東京に本社のある繊維会社、染色は関西の会社が担当していることが判明。両者で女児の衣服から見つかった繊維を分析したところ、繊維素材の含有物や染色原料が自動車会社に納入しているシートのものと一致したという。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	25日	朝刊	迫られた科学手法、自供なしを前提 飯塚の2女児殺害事件	<p>事件は久間容疑者の逮捕で大きく動き出した。捜査本部はこれまで、DNA鑑定などを基に逮捕に踏み切ろうとしたことがある。しかし、検察の判断は慎重で容疑者が何も話さなくても、起訴できるだけの証拠、とくに物証を求めた。このため逮捕後も自供が得られないことを前提に、科学の力で「物」に語らせる捜査が求められていた。</p> <p>捜査当局が久間容疑者の逮捕に向け緊迫したのは、発生から半年後の平成4年夏。遺体発見現場から採取した体液と、久間容疑者の毛髪のDNA鑑定の結果、かなり高い確率で一致するとの結果が出たためだ。色めき立つ捜査本部。だが、福岡地検は公判でも証拠能力を高めるため第三者機関による再鑑定を要請。が、結果は、逆に確立が相当に低下したものだった。</p> <p>地検が「有罪立証の決め手とはならない」と判断。県警は「逮捕すれば自供を引き出す材料はある」と説得したが、OKは出なかった。捜査本部は久間容疑者を任意でうそ発見器(ポリグラフ)にかけていたが、結果は「シロ」に近かった。</p> <p>当時、DNA鑑定の評価は定まっておらず、同鑑定だけで有罪とされた事件もなかった。ある検察幹部は「最後まで自供を得られない場合、公判でDNA論争になれば、DNA鑑定法自体の信用性にもかかわる」と判断したという。</p> <p>「もうだめか」との声が始める中で、今年2月、捜査の洗い直しが始まった。久間容疑者はワンボックス車を平成4年9月に処分。捜査本部はすぐに購入したが、車内は掃除していくと、目ぼしい証拠は見つからなかった。次に車を分解しての微物の収集と鑑定が実施され、シートの裏から血液の後が見つかり、女児の衣服に付着していた纖維がシートと成分まで一致。捜査本部は自白なしでも死体遺棄容疑は固まるとしている。</p>

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	25日	朝刊	「密着捜査」衝突続き、傷害騒ぎも 飯塚の2女兒殺害事件	<p>顔写真と実名を挙げて聞き込みに回る捜査員。「人権侵害だ」として福岡県警を相手に訴訟の準備まで進めていた久間三千年容疑者。容疑者名が地域の「周知の事実」となる中で、容疑者側も堂々と無実を主張。逮捕までの間、捜査当局と容疑者は、ときにはマスコミも巻き込んで「せめぎ合い」を繰り広げた。</p> <p>信号が黄色から赤に変わった瞬間に久間容疑者はアクセルを踏んで急発進、後続の捜査車が後を追おうとするが追いつかない。捜査本部によると、こんな場面が何度もあったという。「お宅はだれだ」。久間容疑者が自宅近くを張り込み中の捜査員に食ってかかったこともある。</p> <p>平成5年9月、久間容疑者は、自宅近くにいる捜査員2人を刈り込みばさみで切りつけ、傷害容疑で逮捕された。徹底した“接近捜査”に、久間容疑者のいらだちが極限に達した末の行動ともいえる。</p> <p>今夏には、福岡県内の未解決事件を特集したあるラジオ番組では、出演した県警幹部がこの事件に触れ「状況から、犯人は被害者の近くに住んでいる者と思われる。人の心があるならば出てきてほしい。そうでなくとも、近々迎えにゆく」と語りかけた。</p> <p>捜査幹部の言う「犯人」とは明らかに久間容疑者のことを指しており、そのことは、少なくとも飯塚市でラジオを聞いたほとんどの人がだれのことなのか分かっただろう。こうした特異な捜査手法を取ったのは「容疑者に心理的なプレッシャーをかける意味もあったのでは」との指摘もある。</p> <p>一方、久間容疑者側もテレビのインタビューに何度も応じ、マスコミを通じて捜査当局に「抗議」を続けた。「国家賠償法に基づく訴訟を起こしたい。実名報道でも構わぬ、取材には全面的に応じると久間さんも言っています」と弁護士。結局、訴訟は起こらず、今回の逮捕で「せめぎ合い」は取調べ室に移った。</p>

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	25日	朝刊	庭を掘り返し捜索、久間容疑者宅 飯塚の2女児殺害事件	捜査本部は24日、前日に引き続き久間容疑者の自宅庭を掘り返す捜索を行った。庭を掘り返す作業はかなりの深さまで行われ、掘った土砂をいったんビニールシートに集めた後、丁寧にふるいにかける念の入れよう。捜査員が一連の捜索の状況をビデオに撮影した。
9月	26日	朝刊	31か月…糸余曲折の物証探し、最後の的が繊維	事件は発生から31か月間の長期捜査を経てDNA鑑定と繊維鑑定という重要な物証を二本柱に久間容疑者の逮捕となった。捜査本部は、この2つの物証にたどり着く過程でさまざまな「証拠品」を発見し、そのたびに色めき立った。だが、容疑を裏付けるだけの証拠には結局なり得ず、容疑者逮捕に至る物証探しの捜査は、糸余曲折をたどった。 平成4年2月の事件発生から半年間は、DNA鑑定に的を絞った捜査が続いた。警察庁科学警察研究所の鑑定結果を受け同年8月には容疑者への逮捕状請求直前に。だが大学研究室での再鑑定では確率が低下したことなどから、1か月後には検察庁との協議で「DNA鑑定のみでは逮捕できない」との結論に達した。 長く複雑な経過の末、今年に入ってたどり着いた最後の捜査対象が、採取していた繊維など微物の鑑定だった。
		朝刊	カップなぜ動いた、失踪後の足取り知っている? 2女児殺害	2女児殺害事件で、女児が行方不明になった当日、登校のため家を出た一人が教材用に氷が入ったアイスクリームカップをビニール袋に入れてランドセルの横のホックに掛けていたが、このカップが遺体発見時にはジャンパーのポケットに入っていたことが捜査本部の調べで分かった。これまでの調べで、女児の失踪後の足取りは全くつかめていないが、この「空白」の間の久間容疑者と2人の女児の行動を知る手掛かりとみて、捜査本部は重大な関心を持っている。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	26日	朝刊	久間容疑者の10日間の拘置認める 福岡地裁 死体遺棄容疑で逮捕、送検された久間容疑者の拘置尋問が25日、福岡地裁で行われ、裁判官は10月4日まで10日間の拘置を認めた。	
		夕刊	不信、信頼どう教育—先生の苦悩深く 飯塚の2女兒殺害事件	2年7カ月にわたる捜査で容疑者が逮捕されたが、被害に遭った児童が通っていた学校では今も深刻な影を落としている。事件発生の数か月後から、事件への関与が取りざたされていた容疑者の存在が、児童たちの耳にまで届いたことも。「この現実を子供たちにどう受け止めさせるのか」。教師たちは、人を信じることを教える一方で、疑うことも教えなければならない二律背反の命題に悩み続けた。
9月	27日	朝刊	飯塚の2女兒殺害、初盆 「頑強に否認している」、久間容疑者	2女兒殺害事件で、福岡県警に死体遺棄の疑いで逮捕された久間三千年容疑者は、26日、接見した弁護士に対し「自分はやっていない。(警察の取調べに対しても)頑強に否認している」と語った。接見した弁護士によると、久間容疑者は平成4年2月の事件発生当時所有していたワンボックス車について「本当は車を、もうしばらく使いたかった。だが、警察や報道機関からつけ回されるようになったため、車検直後(の平成4年9月)に車を売却した」と話した。車を売却する前に車内を掃除した理由についても「車は5、6年ほど使った。その間、家族や友人たちも乗せた。彼らが車内に毛髪を落としていたら(警察に車内を調べられたとき、自分同様、事件に)関係ない人たちに迷惑がかかると申し訳ないと思ったからだ」と説明した。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
9月	28日	朝刊	飯塚2女児殺害 目撃情報に空白の3分、 連行、いつ…どこで	福岡県警は死体遺棄容疑で久間容疑者を逮捕したが、女児がどこで連れ去られ、どこで殺害されたのか、事件の核心部分はまだ全くわかつていない。 捜査本部によると、女児を見た最後の確実な目撃者は農協女性職員。平成4年2月20日午前8時半ごろ、小学校から約400メートル離れた道路に車を止め、車内で化粧中、前方を歩いていた2人の女児を見た。反対車線に3台の車が道路に停車していたことも確認されている。車3台のうち、2台は造園業者の車で、車内で打ち合わせをしていた時、業者の一人が「紺色ワンボックス車が通過したような気がする」と証言した。その後、別の農協職員が午前8時33分に車で現場を通過した。時間は前の女性職員の目撃から約3分後。この職員は「道路左側に男性が2人立っていたが、紺色のワンボックス車や女児は見ていない」と証言している。 これらの目撃が事実とすれば、朝8時半ごろ、学校に向かう女児はこの現場を通り、前後して紺色のワンボックス車が同じ地点を通過。現場付近の証言が分かれれるその間に、少なくとも約3分間の時間が経過していることが分かった。この3分間に女児がいなくなった可能性が強いと、捜査本部はみている。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
10月	2日	朝刊	取調べこう着続く一飯塚の2女児殺害 容疑者逮捕10日	<p>捜査本部が久間容疑者を逮捕して、2日で10日目を迎える。この間、久間容疑者は一貫して容疑を否認している。捜査本部では現在、死体遺棄容疑で久間容疑者の自供を得ることに全力を挙げている。自供の最大のポイントは、まだ発見されていない女児の靴の捨て場所の供述だ。事件当時、2人の女児は(1)薄い緑色、リボン付きで底にフェルトパンで名前を記入(2)薄いピンク、側面に人形付き一の靴を履いていたが、それぞれ右と左の片方ずつだけが、遺留品として見つかっていない。</p> <p>「女児のことは知りません」「わたしは(否認のまま逮捕から再拘置期間が切れるまで)22日間頑張ります」一逮捕以来、久間容疑者は調べに対し日常会話には応じるもの、容疑を強く否定している。</p> <p>捜査本部は目撃情報から、2女児は事件当日の午前8時半から同11時5分の間に連れ去られ、殺されて捨てられた可能性が大きいと判断。「この2時間半の久間容疑者のアリバイ崩しか、自供への突破口」と捜査幹部は話している。</p>
10月	4日	夕刊	久間容疑者の拘置10日間延長認める 福岡地裁	福岡地検は4日までに、死体遺棄容疑で逮捕している久間容疑者の10日間の拘置延長を福岡地裁に請求、認められた。
10月	14日	朝刊	飯塚市2女児殺害、否認のまま… きょう再逮捕、殺人容疑で	捜査本部は14日、死体遺棄容疑で逮捕した久間容疑者を殺人容疑で再逮捕する。同容疑者は逮捕以来、一貫して容疑を否認しているが、捜査本部は「死体遺棄と殺人は一連の行為」と判断。事件は、殺害場所や殺害時間の特定ができないまま、いよいよ核心に入る。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
10月	15日	朝刊	飯塚市2女児殺害 殺人容疑で再逮捕、久間 容疑者	県警の捜査本部は死体遺棄容疑で逮捕してい た久間容疑者を14日夕、殺人容疑で再逮捕し た。これに先立ち、福岡地検は同日、死体遺棄 罪で久間容疑者を福岡地裁に起訴した。久間 容疑者は死体遺棄、殺人両容疑とも一貫して 否認している。 調べによると、久間容疑者は平成4年2月20日 午前8時半ごろ、飯塚市潤野の潤野小近くで登 校中の2人の女児を車の中に誘い込み、間もなく 車内で2人の首を絞め、殺害した疑い。 再逮捕後の記者会見で県警側は、殺害場所を車内と したことについて「百パーセント確実」とは言 えないが、間違いないと思う」と指摘。 車内の後部シート裏から検出した女児の一人と 同じ型の血液と尿が、その根拠になったと みられる。殺害時間を「間もなく」としたこと については「解剖結果から絞り込んでいるが、 断定はできない」と説明した。
		朝刊	DNA鑑定の証拠能力と ここまで 2女児殺害、殺人容疑再 逮捕	捜査本部が容疑者逮捕の根拠にした2つの「物 証」のうち、女児の衣服に付いていた車座席の 繊維は、死体遺棄容疑は証明できても殺人容疑 の立証に使うには無理がある。今後の捜査では、もう一つの「物証」とするDNA鑑定が重みを増し、公判でも最大の争点となりそうだ。 捜査本部は、遺棄現場から検出した体液と容 疑者の毛髪のDNA鑑定を、まず警察庁科学 捜査研究所に依頼、「一致する」との回答を得 た。その後、第三者機関の筑波大と帝京大で 再鑑定したところ、ともに試料不足で「鑑定不 能」との結論になり、検察側は「科警研鑑定の 証拠能力は低い」と判断した。 だが、逮捕前になって、捜査本部内で科警研の 鑑定を再評価する動きが出て「大学と違い、科 警研は犯罪捜査での実践経験が豊富。鑑定の 技術も高い」との結論になったという。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
10月	15日	朝刊	「早い解決祈るだけ」、遺族ら言葉少な 2女児殺害、再逮捕	「警察に任せるしかない」。被害者の祖母がぽつりと言った。久間容疑者の逮捕以来、捜査の進展が報道されないかとテレビのニュースにかじりつく日々だという。「捜査は慎重に進めてほしいけど…。一刻も早く解決するのを祈るだけです」と言葉少な。事件発生時の潤野小校長、Hさんは「住みよい潤野に戻るために早く真相を究明してほしい。でないと2人が浮かばれない」と話した。
10月	17日	朝刊	久間容疑者を送検 飯塚2女児殺人容疑	福岡県警の捜査本部は16日午後、殺人容疑で再逮捕した久間容疑者を福岡地檢に送検した。
10月	18日	朝刊	久間容疑者が弁護士選任 飯塚市の2女児殺害	捜査本部に殺人容疑で再逮捕された久間容疑者は17日、福岡市内の弁護士を、私選で選任した。久間容疑者は9月23日に死体遺棄容疑で逮捕されて以来、「わたしは事件とは関係なく、弁護士も要らない」と弁護士を断っていた。また、同事件で福岡地裁は17日、福岡地檢が請求した久間容疑者の10日間の拘置を認めた。久間容疑者は弁護士に対して、「取り調べは(精神的にも肉体的にも)きついが、わたしは事件とは関係ありません」と、あらためて死体遺棄、殺人の両容疑を否認。「家族のことが心配です」などと話したという。
10月	27日	朝刊	久間容疑者の拘置延長決まる 飯塚の2女児殺害	福岡地檢は26日、殺人容疑で再逮捕した久間容疑者の10日間の拘置延長を福岡地裁に請求、認められた。
10月	28日	夕刊	飯塚の2女児殺害事件死体遺棄罪 初公判は12月12日	福岡地裁は28日、死体遺棄の罪に問われている久間被告の初公判を12月12日午前10時から開くことを決めた。久間被告は殺人容疑で再逮捕され現在、拘置中。来月上旬にも殺人の罪で追起訴される見通し。

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
11月	6日	朝刊	DNA鑑定が最大の争点 飯塚市の2女兒殺害、久間被告起訴	<p>福岡地検は5日、久間被告(56)を略取誘拐、殺人罪で福岡地裁に起訴した。検察側は「自供は得られなかつたが、質のよい証拠で(罪状は)固まつた」と自信を見せる。しかし、これまで明らかになつた捜査側の証拠は、死体遺棄を裏付けるものであり、殺人罪の「核心」を構成する殺害の時間、場所の絞り込みまでには至っていない。「犯罪の始まり(誘拐)と終わり(死体遺棄)の時間を、起訴状にきちんと書き込むため」。逮捕容疑にはなかった略取誘拐罪で起訴した理由を、検察側はこう説明した。決定的な物証や目撃者がない事件では、犯人の自白がない限り、殺害の時間・場所の特定は難しい。検察側は時間と場所が目撃証言などで証明できる女兒誘拐と死体遺棄をそれぞれ立件することで、その間にある殺人の時間・場所も消去法的に限定しようとした。その結果、殺害時間に2時間半の幅が生まれ、場所も「飯塚市またはその近辺」とほんやりした表現になった。しかし、捜査当局は「死体遺棄と殺人は一連の行為。今回の事件でも、他人が殺した女兒をわざわざ遺棄するとは、常識では考えられない」とする考え方で「殺人罪」の起訴につなげた。それを支えるのが、死体遺棄容疑を固めたとされるDNA鑑定と繊維鑑定の二つの物証である。</p> <p>記者会見で、福岡地検の沢新次席検事は「これまでの捜査で得られた証拠上、久間被告が犯人であるという搖るぎない確信を持って起訴した」「被告の供述が得られず、細部にわたる解明はできていないが、逮捕前に固めた証拠類の骨格に、40日間の取り調べで肉付けができる」と淡々と答えた。捜査に携わった福岡県警幹部は「2人の女の子が、雪の降る山中に捨てられていた情景を何度も思い起こしながら、聞き込みや裏付け捜査をした。科学捜査の信ぴょう性が問われる裁判となろうが、起訴まで持ちこめたことで、警察の責任は果たせたと思う」と話した。</p> <p>一方、福岡地裁内で記者会見した久間被告の弁護士は「被告人が事件との関係を否定する以上、公判では無罪を主張する。具体的なコメントはできないがアリバイはある」と語り、検察側と全面的に争う姿勢をみせた。弁護士は今後、弁護団の結成も考えていることを明らかにした。</p>

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
11月	11日	朝刊	6年前不明…A子ちゃん事件 自宅近く山林けさ搜索	福岡県警捜査一課と飯塚署は、昭和63年12月から行方が分からなくなっている同県飯塚市明星寺団地、A子ちゃん=当時7つ=の事件に関連して、11日朝から捜査員約80人を動員し、同団地近くの山林などを一斉搜索する。A子ちゃん失踪事件は昭和63年12月4日に起きた。県警と同署は、2女兒殺害事件と、A子ちゃん失踪事件が(1)同じ小学校の1年生女兒が関係、(2)3人の女兒とも、久間被告と自宅が近いなどの類似点があることから、2つの事件の関連に、強い関心を持っていた。
		夕刊	A子ちゃん搜索始まる 自宅近くの林に110人	福岡県警捜査一課と飯塚署は11日午前、飯塚市明星寺団地周辺の雑木林の一斉搜索をはじめた。県警は、A子ちゃん失踪当時から延べ1万人を超える捜査員を投入し、これまでに約30回の一斉搜索を実施している。今回の搜索について、県警は「飯塚市の2女兒殺害事件が被告の起訴で区切りがついたため、類似点が多いA子ちゃん失踪事件への風化を避ける意味で、この時期に行うこととした」としている。飯塚市では、A子ちゃん失踪事件から3年2か月後の平成4年2月、A子ちゃんと同じ潤野小学校の女兒2人が殺害される事件が発生した。
11月	12日	朝刊	失踪から6年…25分で発見 A子ちゃんの衣服確認	A子ちゃん失踪事件で、福岡県警捜査一課と飯塚署は11日の搜索で子ども用の赤いジャンパーと赤地に横しまの入ったトレーナーを発見。A子ちゃんの母親に確認した結果、A子ちゃんが当時着ていた衣服と断定した。衣服は長い間風雨にさらされた跡がなく、比較的傷みが少ない状態だった。県警は、最近捨てられたとの見方を強めている。事件発生から6年近くが過ぎた11日、突然とも取れる福岡県警の再搜索の結果、25分という短時間で重要な手掛かりの衣服が見つかる急展開となった。「失そう事件の風化を防ぐため、発生当時の搜索でやや不十分だった場所をあらためて探しただけ」と県警は説明するが、これまで何度も搜索したはずの場所から、傷みの少ない衣服が、なぜ急に発見されたのか。大きな進展をみせた捜査の裏側はペールに包まれている。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
11月	21日	夕刊	A子ちゃんの着衣発見現場 久間被告を同行	福岡県警捜査一課と飯塚署が、A子ちゃん失踪事件に絡み、先に飯塚市の2女兒殺害事件で逮捕、起訴された久間被告を A子ちゃんの着衣発見現場の雑木林に同行したことが21日わかった。久間被告は、A子ちゃんが失踪当時、自宅へ遊びにきたことを認めたが、「チョコレートを渡して、A子ちゃんの自宅へ帰した。自分はその後、エンジンオイルの交換のためガソリンスタンドへ行ったり、日用品店で買い物をしたりした。」と話していた。久間被告は弁護士に対し「自分は(A子ちゃん事件と)関係がないので、疑いがあるならすべて調べてもらっていい」と語り、関連捜査に応じる姿勢を見せていたとされる。
11月	26日	朝刊	飯塚の2女兒殺害 来年2月20日に初公判を変更	福岡地裁は、25日、久間被告の初公判を12月12日から来年2月20日に変更した。久間被告は10月14日に死体遺棄罪で起訴され、その後、殺人と略取誘拐の罪で起訴されたことから審理を併合することにし、被告・弁護側、検察側と初公判期日の変更を協議していた。開廷は午前10時から。
11月	29日	朝刊	久間被告を移監	福岡地検は、代用監獄として福岡県警の留置場に拘置していた久間被告を、福岡刑務所福岡拘置支所に移監。2年9ヶ月に及ぶ捜査は事実上終わった。
12月	4日	朝刊	飯塚のA子ちゃん失そう 7年目 着衣発見後…手掛かりなく	A子ちゃん=失そう当时7つ=が行方不明になって4日で、7年目になる。福岡県警捜査一課と飯塚署は、今年11月11日に、ジャンパーとトレーナーを発見したのち、事件に巻き込まれた可能性が高いとみて、捜査員が周辺の聞き込みなど情報収集を続けているが、有力な手がかりはつかめていない。久間被告からも事情を聴いているが、関与を否定している。

飯塚事件と死刑再審

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
12月	9日	朝刊	凶悪犯罪増加に緊急対応 刑事部に副部長新設、福岡県警	福岡県警は、頻発する暴力団による発砲事件や殺人事件などの凶悪犯罪に対処するため刑事部に刑事副部長を9日付で新設する。刑事部長を補佐し事件の捜査指揮に当たる「参謀役」で、刑事部に事件指揮を執る副部長が置かれるのは全国的に珍しいという。今年は暴力団による一連の発砲事件も含めて32件の発砲事件が発生。福岡市の美容師殺人(今年3月発生)や飯塚市の2女児殺害(平成4年2月発生)の容疑者逮捕など重要事件が相次いだことから、緊急措置として副部長創設を決めた。
1995年 (平成7年) 1月	10日	朝刊	A子ちゃん失そう事件 久間被告から再聴取	A子ちゃん失踪事件で、福岡県警捜査一課と飯塚署は9日までに、久間被告から事情聴取を始めた。今月中にもA子ちゃんの衣服が見つかった雑木林を再度、一斉に捜索する方針だ。再度事情聴取をはじめたのは5日からで、今年に入り福岡地検の同意を得て毎日、捜査員を同拘置支所に派遣している。久間被告は一貫してA子ちゃん事件との関連を否定しているという。
2月	9日	夕刊	A子ちゃん失そう事件 雑木林を再捜索、福岡県警80人動員	福岡県警捜査一課と飯塚署は、9日午前10時過ぎから、雑木林一帯の一斉捜索を始めた。今回の捜索は、ほかに手掛かりとなるものが残されていないか、確認するのが目的だ。20日から始まる2女児殺害事件の公判を前に、県警内では捜索再開をめぐり、意見が分かれたという。最終的には「A子ちゃんの家族の感情を考えて再開した」(永留慶造飯塚署長)。10日にも再捜索を行う。

論 説

年月	日	種別	記事の見出し	記事の概要
2月	11日	朝刊	A子ちゃんの遺骨か、飯塚の雑木林で発見 福岡県警鑑定急ぐ	福岡県警捜査一課と飯塚署は10日午後1時すぎ、捜索中の雑木林で、子どものものとみられる骨3本を発見した。骨は、昨年11月にA子ちゃんの失そう当時、着ていた服が見つかった場所から、いずれも3メートルの範囲内の地中から出てきた。県警はA子ちゃんの骨の可能性が高いとみている。11日にも現場周辺を捜索する。A子ちゃんの祖父は「おそらくA子のものと思う。衣服発見以来、正直言って(生存は)あきらめていたので、ようやく出たか、とため息が出た。やっと墓に入れてやれる。」「あの子はまだ7つで、狭い世界しか知らなかつた。そんな子供を手にかけた犯人が憎い」と犯人への強い憤りを見せた。
2月	20日	夕刊	久間被告が無実主張 飯塚の2女児殺害事件初公判、福岡地裁	福岡県飯塚市の2女児殺害事件で、殺人、略取誘拐などの罪に問われた久間被告に対する初公判が20日午前、福岡地裁(陶山博生裁判長)で開かれた。罪状で久間被告は「わたしは絶対にしていません。まったく身に覚えはありません」と、起訴事実を全面的に否定、無実を主張した。罪状認否後、被告側の主任弁護人は「殺人という重大な事案にもかかわらず、起訴状には犯行の時間や場所も特定されていない」と起訴状であいまいになっている点を指摘した。用意された107席は報道陣や警察関係者、被害者の家族らではほぼ満席になった。

飯塚事件と死刑再審

事件は以上の経過をたどり、一九九九（平成十二）年九月二十九日、福岡地裁は久間氏に死刑判決を下した⁽³⁾。その後、福岡高裁は二〇〇一（平成十三）年一〇月一〇日に控訴棄却⁽⁴⁾、最高裁も二〇〇六（平成十八）年九月八日に上告を棄却して、死刑判決が確定した。

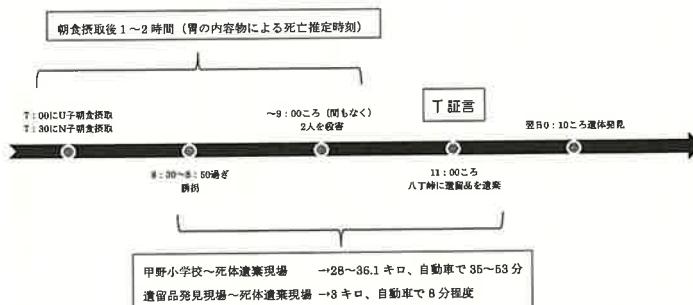
二、認定された事実と証拠構造

（1）確定判決（第一審）が認定した事実

確定判決は、被告人が犯人であるとした上で、大要、次のように事実を認定した。

「被告人は、平成四年一月二〇日午前八時三〇分ごろから午前九時ころまでの間、福岡県飯塚市内又はその近郊において、殺意を持ってU子及びN子の頸部を手で締めつけ窒息により死亡させ、八丁峠第五カーブ付近において被害者二名の死体を投げ捨てて遺棄した。」

このように、確定判決は被告人が被害女兒一人を誘拐後「まもなく」（確定判決の表現のまま）殺害したとしている。この認定は、同日十一時ころに被告人とその所有者を遺留品遺棄現場で目撃したという内容のT証言に全面的に依拠している。なぜなら、確定判決は同日十一時ころにはすでに被害女兒が殺害されていることを前提として、その時間帯までに被告人が被害女兒を殺害したと認定しているからである（下図参照・な



お、一人の遺体は翌二日午前〇時一〇分ころに発見された)。

このような本件事実認定（裁判所が認定したストーリー）の基本的な構図を押えた上で、①遺留品の遺棄時刻、②殺害時刻、③誘拐時刻に即して、本件事実認定の脆弱性について簡単にみておこう。

①遺留品の遺棄時刻（犯行使用車の発見時刻）

すでにみたように、この遺留品の遺棄時刻は T 証言に全面的に依拠している。確定判決の認定したストーリーは、T が目撃した人物及び自動車が、被告人及び被告人所有の自動車でなかつたとすれば、たちどころに事実認定が崩壊するという根本的な脆弱さをかかえている。この T 証言とは大要、次のようなものであつた。

平成四年二月二〇日午前十一時ころ…国道三三二号線を通つて八丁峠を下りながら組合事務所に戻る途中、八丁苑キャンプ場事務所の手前約二〇〇メートル付近の反対車線の道路上に紺色ワンボックスタイプの自動車が対向して停車しており、その助手席横付近の路肩から車の前の方に中年の男が歩いてくるのをその約六一・三メートル手前で発見した。その瞬間、男は路肩で足を滑らせたように前のめりに倒れて両手を前についた。右自動車の停車していた場所がカーブであったことや、男の様子を見て、『何をしているのだろう、変だな。』という気持ちで、停車している車の方を見ながらその横を通り過ぎ、更に振り返つて見たところ、車の前に出ようとしていたはずの男が車の左後ろ付近の路肩で道路側に背を向けて立つて居るのが見えた。男は、四〇代の中年位で、カッターシャツに茶色のベストを着ており、髪の毛は長めで前の方が禿げているようだった。また、停車していた自動車は、紺色ワンボックスタイプで、後輪は、前輪よりも小さく、ダブルタイヤだった。後輪の車軸部分は、中の方にへこんでおり、車軸の周囲（円周）は黒かった。リアウインドー及びサイドリアウインドーには色付きのフィルムが貼つてあった。車体の横の部分に

カラーラインはなかつたが、サイドモールはあつたようと思う。型式は古いと思う。ダブルタイヤだったので、マツダの車だと思っていた。」

確定判決は、Tは本件と無関係の第三者であること、捜査段階の供述と公判廷での証言が一貫していることなどを根拠にT証言の信用性を肯定している。しかし、Tの人物に関する証言は被告人とかなり異なる一方で、短時間での目撃にもかかわらず自動車に関する証言はきわめて詳細であることから、のちの再審請求審でも大きな問題となる。

②殺害時刻（死亡推定時刻）

次に、殺害時刻の算出についてである。確定判決は、殺害当日の朝食後一・二時間で殺害されたと認定している。この殺害時刻は、U子及びN子の胃の内容物の分析から算出されているが、かりに胃の内容物が朝食で食べたものでなければ、Tの証言の評価（証拠評価）に大きな影響を与えることになるため、きわめて重要な意義を有する（たとえば、被害女兒の胃の内容物が朝食で食べたものでなければ、どこかでその食品を食べたことにならざるをえず、その結果、殺害時刻が午前十一時以降の時間と推定されれば、被害女兒は午前十一時以降も生存していたということになり、Tが目撃した人物及び自動車は「遺留品を遺棄している人物及びその使用車両」と評価しえないことになる）。

（ア）U子の胃及び腸の内容物の所見

U子が、殺害日前日に食した物及び殺害日の朝に食した物は次のとおりである。

- ・U子が殺害日前日に食した物
　　→焼きそば、のり巻きおにぎり、フライドポテト

——・U子が殺害日の朝に食した物

↓ご飯、生のめんたいこ（皮をはずしたもの）、お茶、咳止めシロップ

それに対し、U子の胃及び腸の内容物の所見は「ほとんど未消化の米飯粒を中心とした粥状物が約一六〇グラム残る。一部に暗褐色の微細物と少数の白い菜片が混じっている」というものであった。

U子の胃及び腸の内容物の評価に関して、確定判決は帝京大学医学部法医学教室（当時）の石山昱夫教授による鑑定に全面的に依拠している。

石山鑑定は、直接的に朝食で食べたものとはいえない「暗褐色調の微細物」を、「U子が朝食後に服用した咳止めシロップが胃の中で米飯と反応した可能性がある」とし、他方、内容物の「少数の白い菜片」を殺害日前日の夕食で食べた「キヤベツ片」と断定して「夕食の焼きそばの具が胃の中に残留した可能性がある」と判断した上で、「胃の内容からしてU子は食後一、二時間で死亡したものである」と鑑定したものである。

なお、石山鑑定は胃の内容物に「魚卵様の粒状物」が存在したとしているが、石山鑑定以前に行つた永田鑑定書（九州大学医学部永田武明教授・当時）及び棚田・林葉鑑定書（福岡県警科捜研技術吏員棚田徳彦及び同林葉康彦・当時）には「魚卵様の粒状物」に関する記載が存在しなかつた。この点に関して、確定判決は「永田鑑定書及び棚田・林葉鑑定書には魚卵様の粒状物に関する記載がないが、見落とした可能性、興味を示していなかつたため鑑定書に記載しなかつた可能性、検査過程において廃棄してしまった可能性も否定できない」としている。

(イ) N子の胃及び腸の内容物の所見

N子が、殺害日前日に食した物及び殺害日の朝に食した物は次のとおりである。

・N子が殺害日前日に食した物

↓寿司（納豆巻き、シーキチン巻き、カニサラダ巻き）

・N子が殺害日の朝に食した物

↓いちごとミルク入りのカステラロール、ヤクルト

それに対しても、N子の胃及び腸の内容物の所見は「淡黄色液状（胆汁と認められる）約一〇ミリリットルを入れるのみ」であつて、固形状のものは見当たらないというものであつた。

N子の胃及び腸の内容物の評価に関して、確定判決は石山鑑定を否定しつつも、「二人は同じ機会に殺害されたとみるのが自然であること」などからN子は食後一、二時間で死亡したものと結論付けている。

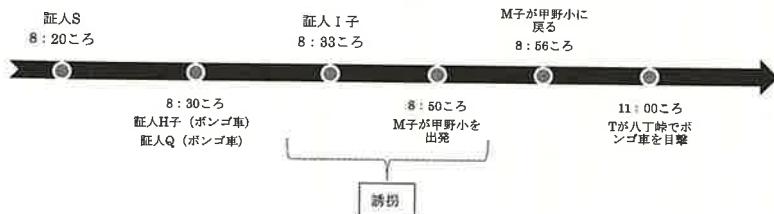
すなわち、「N子の胃内容は、永田鑑定書にあるように淡黄色の溶液のみであると判断するのが相当で、石山鑑定人が主張する白色の膜状物及びゼリー状の黄白色の細長い物体はリングストロボの反射の影響であり、また、赤色の薄い皮膜様のものは、写真撮影の際の背景による色調の変化である」「N子の胃の内容から、その死亡推定時間を食後一時間ないし二時間とした石山鑑定人の判断…は、その前提事実を欠くことになるので、これを採用することができない」「しかし、U子とN子が同時に行方不明となり、いずれも何者かの手によつて首を絞められて殺害され、同じ場所に遺棄されていたことからすると、二人は同じ機会に殺害されたとみるのが自然であること、N子の胃内容は、N子が摂取した朝食と矛盾しないことからすると、N子についても、朝食摂取後一時間ないし二時間で死亡したものと推

定するのが相当」であるというのがそれである。

③誘拐時刻

最後に、誘拐時刻の認定について、簡単に触れておきたい。確定判決は「被害児童が最後に目撃された時刻」（八時三〇分ころ）を「誘拐時刻」と認定している。その認定の根拠は、以下の証人の目撲証言による。

- ・証人S（八時二〇分ころ、一人の女子児童が一人半べそをかきながら立ち去るのを目撲。その後、G方三叉路付近でワゴン車が走り去るのを目撲）
- ・証人H子（八時三〇分ころ、被害児童2人をG方三叉路付近で発見。ボンゴ車も駐車）
- ・証人Q（八時三〇分ころ、G方三叉路付近でスピードを出したボンゴ車を目撲）
- ・証人I子（八時三三分ころ通勤。被害児童は見かけず。G方三叉路付近で男が乗ったボンゴ車が駐車しているのを発見）
- ・M子（甲野小学校図書館司書補助員。八時五〇分ころ甲野小学校を自動車で出発してG方三叉路付近を通過したが、被害児童を発見することはできず）



「このような目撃証言を根拠として、確定判決は「犯人は、H子がG方三叉路付近を通過した後、I子がG方三叉路付近を通過する前からM子がG方三叉路の北側の道路を通過するまでの間に、U子とN子を連れ去つたものと認めるのが相当」と認定している。

もつとも、当然ながら、ある時点を境に「目撃されなかつた」ということが、そのまま「誘拐された」という認定につながるわけでない（たとえば、二人が人目につきにくい小道に入つた可能性など）。この点、確定判決がこの時点では「誘拐された」と認定したのは、G方三叉路付近にのちにTが目撃することになる「ボンゴ車」が存在していたという証人H子、Q、I子の目撃証言による。すなわち、ボンゴ車の運転手が2人をこの時点で誘拐し、Tがボンゴ車を目撃した時点までに2人を殺害して遺棄したというわけである。「ここでも事実認定の要となつているのはT証言といふこと」となる。

(2) 確定判決の証拠構造

本件において直接証拠は存在しない。また、個々の間接証拠も弱いものであった。したがつて、確定判決は、「情況証拠によって証明するとのできる個々の状況事実はそのどれもが被告人を犯人と断定することはできない」としつつ、以下の①～⑦の間接事実を総合評価することによって、「本件において被告人が犯人である」とについては、合理的な疑いを超えて認定することができる」とした。

- ① 二月二〇日（犯行日）午前十一時ころに、犯人のものとみられる車をみたというT証言に一致する車を被告人が所有していたこと。

- (2) 被告人には失踪現場等について土地勘があること。
- (3) 被害児童の着衣から犯行機会に付着したと認められる纖維片は、被告人所有の車の纖維片である可能性が高いこと。
- (4) 被告人の車から、被害女兒の一人と同じ〇型の血痕とヒトの尿痕（血液型不明）が検出されていること。
- (5) 假に犯人が一人であるとした場合には、犯人のものとみられる血液型（B型）及びM C T 1 1 8型（16—26型）が被告人と一致すること。
- (6) 被告人が、本件当時の糖尿病に由来する亀頭包皮炎に罹患しており、外部からの刺激により容易に出血する状態にあったこと。
- (7) 被告人にはアリバイがないこと。

この間接事実のうち、重要なのは①、③、④、⑤、⑥であり、大別して、被告人の所有車と被害女兒との関連を示す間接事実（①、③、④）と、被告人による殺人の実行行為に関する間接事実（⑤、⑥）に分けられる。①のT証言についてはすでに触れたため、その他の間接事実について少し詳しくみておこう。

（ア）被害児童の着衣等に付着していた纖維片（纖維鑑定）（間接事実③）

確定判決によれば、事件当時N子が身につけていたチエック模様入りスカート（このスカートは行方不明になつた日の前日に購入し、行方不明になった当日の朝に包装を開いてはじめて着用したものであった）に、このスカート生地とは異なる少なくとも七本の纖維片が発見され、色調や含有物等に照らせば、そのうちの一本は被告人所有の「マ

ツダステーションワゴン・ウエストコーストの座席シートの繊維片に由来する可能性が極めて濃厚である」とされた。また、残りの五本の繊維片の特徴も「被告人車の助手席シートの繊維の特徴と一致又は類似している」とされた。加えて、N子の赤色手袋、フリル付白色靴下やU子のうさぎ柄靴下、赤色キュロットスカート等からも被告人車の座席シートの繊維と色調が似たものが発見されたとされた。

しかし、被告人車の座席シートに用いられた織布（布番号S—TYR313X）のほかにも、同様の色調のものがたり、これに加えて、マツダ以外の自動車メーカーが製造した自動車の中に、その座席シートの原糸材質が東レのナイロン6で、イソランイエローK—RLS200とラナシンブラックBRL200が塗料として、マツダステーションワゴン・ウエストコーストと同じような配合比で使用されている現実的な可能性が全くないとまで認定することのできる証拠は存しなかつた。

したがって、確定判決は「被害児童の着衣に付着していた繊維片がマツダステーションワゴン・ウエストコーストから脱落した繊維片であるとまで断定することはできないといわざるを得ない」と判断した。

（イ）被告人車内の血痕及び尿痕（間接事実④）

確定判決によれば、被告人の車から、被害児童の一人と同じO型の血痕とヒトの尿痕（血液型不明）が検出されたとされた。この事実は、被告人車で女兒を殺害ないしその死体を運搬したことと推認させる重要な間接事実であり、とりわけ、車から尿痕が検出されたという事実は本件に特徴的な事実といえる。確定判決は、被害児童が失禁していた事実によつて、この尿痕が裏付けられると判断した。

なお、被告人の車は、中古車であり、前所有者のVの家族にはO型の血液型がいなかつた。被告人の家族は、妻、

長男、実母及び義母、さらに義弟の家族四人全員が〇型であった。

この事実に関する確定判決の判断は次の通りである。

「被告人は、被告人車のほとんど唯一の運転者であり、被告人車は専ら被告人が管理していたと認めるのが相当である。」「(車内での出血及び尿失禁について)走行中の車内でこのようなことが起きたのであれば、被告人車のほとんど唯一の運転者であった被告人としては、出血し、あるいは尿をもらした本人から直ちにその旨申告を受けるか、乳幼児が尿をもらしたときのように本人が申告できない場合であつても、傍らに付き添っていた者からその旨申告を受けることによって、血痕及び尿痕付着の原因について当然知り得たはずである。」「このことは、停車中の車内で子供が遊んでいて出血し、あるいは尿をもらしたときのように、その場に被告人が居合わせない場合であつても、被告人車の管理者が専ら被告人である以上、基本的には同様であるといえる。特に、出血をした本人が、自己の身体の変調に加えて被告人車の座席シートやフロアマットを血で汚してしまったことを被告人に黙つたままにしておくとは到底考えられない。」「そして、自分が使用、管理する自動車内で誰かが出血をしたということ自体、まれにしか経験しないような事柄である上、特に、血液が付着していた後部座席・は黄茶色の、また・黄茶色と薄黄茶色・のモケット織りであつて、立体構造をなしている長さ三センチメートルのパイアル糸・に赤色の血痕が付着すると目立つと考えられるので、被告人がこれに気付かないはずがない。さらに・鑑定結果によると、後部座席シート及びフロアマットに付着した血痕は何者かによつて拭き取られたと認めるのが相当であり、このような作業をしたのは、日頃から被告人車内を相当頻繁に清掃していた被告人自身であるか、被告人の指示を受けた者であるとしか考えられないものであるから、右出血の事実及びその後始末をした事実について被告人の記憶に残らないはずはない。」「これに対して、尿痕については、血痕と比較するとその痕跡が目立たないと考えられる上、尿をもらした本人が恥ずかしさから内密にする可能

性も皆無ではないので、血痕の場合のように断定的なことはいえないが、それにしても、そのような可能性は極めて低いうえ、少なくとも被告人の実母及び長男に關しては、後記のとおり、そのような事実があつたとは認められない。」「これらのことからすると、被告人は、被告人車内に血痕が付着した原因を当然に説明することができるというべきであるし、尿痕が付着した原因についても通常であれば説明できてしかるべきである。」

確定判決は、「記憶がない」という被告人の弁解についても、次のようにいう。

「被告人は、被告人車内に血痕が付着した原因を当然に説明することができるというべきであるし、尿痕が付着した原因についても通常であれば説明できてしかるべきである。ところが、被告人は、捜査段階では一貫して、被告人車内の血痕についても全く心当たりがない旨明確に供述し、公判では、いくつかの可能性について捜査段階では供述していなかつたことを供述するに至つたものの、基本的には捜査段階同様、被告人車内の血痕及び尿痕の付着原因について具体的に説明することができないものである。これは、極めて不自然なことといわざるを得ない。」

確定判決は、このようく被告人の供述の信用性を否定した上で次のように結論した。

「客観的事実として、被告人が被告人車の使用を開始した後、警察が被告人車を押収するまでの間、被告人車内において、少なくとも一回はO型の人間が出血をしたこと、誰かがかなりの量の尿をもらしたことが認められる。」「これについて、被告人は公判で前記のような弁解を積極的にしているが、これは納得のいく合理的な説明とは到底いえない上、O型の血液型を有する被告人の妻ら家族も、その血液や尿を被告人車に付着させたという心当たりのないこと認められる。そうすると、残るところは、被告人が犯人である可能性と被告人以外の何者かが被告人の知らないうちにO型の血液と人尿を被告人車の後部座席シートに付着させた後、これらを水で拭き取ったという可能性のいずれかということになる。しかしながら、後者の可能性は、あくまでも抽象的な可能性に過ぎず、現実的な可能性をうか

がわせる状況はないのである。他方、前者の可能性については、被害児童二名とも出血と失禁があり、特に、U子の血液型はO型である上、U子の死体の状況からみて、鼻血がかなりの量出たものと認められること、被害児童二名の着衣が犯人車の座席と生前あるいは死亡後に直接接觸し、被害児童二名の血液や尿が犯人車に付着している可能性があることに従事すると、被告人が犯人であるとすれば、被告人車内で被害児童二名を殺害あるいは殺害後に死体を運搬するなどした過程において、U子の血液や被害児童の尿が被告人車に付着したものとして合理的に説明することができる。したがって、右の血痕と尿痕の存在は、犯行と被告人との結び付きを強く推認させる極めて重要な情況証拠といえる。」

(ウ) 被害児童の身体等に付着していた血液型及びDNA型（間接事実⑤）

(i) 科警研の鑑定と確定判決による是認

死体及びその発見現場からは血痕（混合瘢痕）が発見され、科警研警察庁技官の坂井活子を中心として行われた鑑定（以下、単に坂井・笠井鑑定という）によれば、その中には被害児童の血液型及びDNA型とは一致しない第三者のものが存在した。いうまでもなく、この事実は、本件の殺害の犯人性を推定させる重要な間接事実である。坂井・笠井鑑定によれば、被害児童に由来しない血液型は「B型」、被害児童に由来しないMCT118型及びHLADQ α 型はそれぞれ「16—26型」とび「13—3型」とされた（下表参照）。

確定判決は、血液型及びMCT118型については坂井・笠井鑑定の鑑定結果を基本的には是認し

〈鑑定結果まとめ〉

サンプル	ABO式別種類	MOT11B型	HLDQ α 型
資料(1) N子の死体付近の木の枝に付着した血痕のもの	A型・B型（A型・AB型）	16-12-25-28型	1-3-3型
資料(2) U子の瞳内容物	O型・AB型／O型・A型・B型	16-21-27型	1-1-3型
資料(3) U子の瞳周辺付着物	O型・AB型／O型・A型・B型	16-23-26-27型	1-1-3型
資料(4) N子の瞳内容物	AB型／A型・B型	16-18-25-26型	1-3-3型
資料(5) N子の瞳周辺付着物	AB型／A型・B型	16-18-25-26型	1-3-3型
資料(6) U子の心臓血	O型	23-27型	1-1-3型
資料(7) N子の心臓血	A型	18-25型	1-3-3型
被告人の頭髪	B型	16-26型	1-3-3型

飯塚事件と死刑再審

た（下表参照）。とりわけ、MCT118型の型判定については「鑑定でMCT118型が同一の型と判定されたということは、一定の型判定において犯人と被告人とが同じ型を有しているということを意味するに過ぎず、これによつて犯人と識別できるというわけではない」と留保を付しつゝも、「本件MCT118型検査による鑑定は、その基本的原理が科学的に妥当なものであり、かつ、鑑定の方法及び分析の手段も定型的な妥当性を有するものと認められるので、証拠能力を肯定することができるというべき」であり、「出血した犯人が一人しかいないのであれば、その犯人のMCT118型は16—26型であると認めるのが相当」とした。

他方、HLADQ α 型検査については「坂井・笠井鑑定は、混合血痕であることが明らかな資料についてもHLADQ α 型検査を実施し、犯人のDNA型を推定しているが：疑問である。すなわち、同鑑定は、N子の腹部付近の木の枝に付着の血痕（資料（1）—引用者）の検査結果がN子と犯人の二人分の型を検出しているという前提で、犯人は恐らくN子と同じ13—3型であるとしている。しかし、検査結果が一人分の型を検出しているということは証明されていない。」として、「坂井・笠井鑑定によって犯人のHLADQ α 型を特定することはできない。」とした。

このように、犯人像を強く推定させる血液型及びDNA型について、確定判決は「犯人が一人であるならその犯人の血液型はB型で、MCT118型は16—26型であるという事実までは認定できる」と判断したのである。

〈確定判決の判断〉

サンプル	ABO式血清型	MCT118型	HLADQ α 型
資料(1) N子の死体附近の木の枝に付着した白痴様のもの	A型・B型（N子と犯人）	16-18-25-26型	13-3型
資料(2) U子の腹内物	D型・A型・B型（U子とN子と犯人）	16-23-27型 ⁽¹⁾	1,1-3型 ⁽¹⁾
資料(3) U子の腹内物	O型・A型・B型（U子とN子と犯人）	16-23-26-27型	1,1-3型 ⁽¹⁾
資料(4) N子の腹内物	A型・B型（N子と犯人）	16-18-25-26型	13-3型
資料(5) N子の腹内物	A型・B型（N子と犯人）	16-18-25-26型	13-3型
資料(6) U子の心臓血	O型	23-27型	1,1-3型
資料(7) N子の心臓血	A型	18-25型	13-3型
被告人の頭髪	B型	16-26型	13-3型

(ii) 確定判決による「合理的疑問」の解消

もつとも、確定判決の認定には、合理的に説明のつかない点も存在した。理論的には当然検出されるべきはずのDNA型（被告人のものとされたDNA型）が検出されなかつたのである。この事実はほとんど決定的な「合理的な疑問」のように思われる。

では、確定判決は被告人の犯人性を推認する上で、この「合理的疑問」をどのように解消したのだろうか。以下、簡単に見ていくことにしよう。

第一の「合理的疑問」は、犯人との混合瘢痕であるとされたU子の膣内容物からは、被告人の型とされた26型が検出されなかつた事実である。「前頁の表の（註1）参照」。

この点について、確定有罪判決は、「U子の膣内容物（資料（2））からは、16型、23型及び27型の三本のバンドしか検出されず、26型が検出されていないが、それは、もともと犯人のDNA量が少なかつた上に、分子量の大きい26型が16型よりも分解され、あるいはPCR増幅の効率が悪かつたために検出できなかつたと考えれば、合理的に説明することができる。」とした。

第二の「合理的疑問」は、犯人との混合瘢痕であるとされたU子の膣内容物及び膣周辺付着物（資料（2））及び（3）から、被告人が有する13型が検出されなかつた事実である。「前頁の表の（註2）・（註3）参照」。

この点について、確定有罪判決は次のように「合理的疑問」を解消した。
「U子の膣内容物及び膣周辺付着物：から13型が検出されなかつたという…検査結果によれば、犯人は13型を持たない者である可能性があり、13型を持つ被告人が犯人であることに合理的疑いが生じているようにもみえる。」「しかし、MCT118型検査と比べるとHLADQ α 型検査はやや多くのDNA量を必要とするのであるから、前者が検出で

きたからといって常に後者も検出できるとは限らない。したがって、右各資料の H L A D Q α 型検査では U 子の型だけが検出され、犯人の型は検出されなかつた可能性も十分にある。また、M C T 118 型の検査結果から資料中の N 子の DNA と犯人の DNA の混合割合を推定するという坂井・笠井鑑定の考え方を援用すれば、U 子の臍周辺付着物には犯人の DNA と U 子の DNA とがほぼ同量存在していたことになつて、上の可能性が十分にあるとまではいえなくなるが、その場合であつても、16 型のバンドに対応する 26 型のバンドが薄いことからすると犯人の DNA が壊れている可能性があるし、11 型と 13 型との検出感度の違いにより 11 型の U 子の H L A D Q α 型だけが検出されたことも考えられる。したがつて、前記事実は、被告人が犯人であることと完全に矛盾するものであるとまではいえないから、それだけで直ちに被告人が犯人であることに合理的疑いが生じるものではない。」とした。

第三の「合理的疑問」は、坂井・笠井鑑定のちに行われた石山鑑定（ミトコンドリア鑑定）に関するものである。石山鑑定の m t 333 DNA 型検査の結果、犯人との混合瘢痕であるとされた U 子の臍周辺付着物からは、被告人と同じ型は検出されず、かつ、被告人とは別の DNA 型が検出された。加えて、石山鑑定の追加分析の結果、犯人との混合瘢痕であるとされた N 子及び U 子の臍内容物及び臍周辺付着物からも被告人由来の DNA (H L A D Q β 遺伝子) の混合を示唆する所見が認められなかつた。

この点について、確定有罪判決は、次のように「合理的疑問」を解消した。

「…鑑定資料は、坂井・笠井鑑定の段階では、大きいもので約一・八センチメートル掛ける約二・四センチメートル大、小さいもので約〇・六センチメートル大の脱脂綿に採取された液体で、濃淡の差はあるがいずれも脱脂綿の表面全体が赤く染まつていたものが、科警研においてこれ以上鑑定できないという程度にまで資料を費消した結果、石山鑑定の段階では、ごく少量の綿をつまみ取つてよつたようなものに、かすかに色がつい

ているかどうかという状態になつていていたことが認められ（この違いは、法廷でそれを知った証人石山が驚くほどのものであった。）、また、混合血痕の場合、血液型が違えば凝集が起ることなどから、必ずしも資料各部で均一に混合していなかつた可能性も考えられる…というのであるから、石山鑑定の段階では既にこれらの資料には犯人のDNAが存在しなかつた可能性も十分に考えられる。さらに…ミトコンドリアDNA分析法は非常に鋭敏で、少し触つて手あかが付いただけでも手あかからDNAが検出される可能性があるが、検査過程における資料の汚染や、採取した物の製造過程で人のDNAが混入した可能性や資料採取時に採取者等のDNAが混入した可能性も否定できない。また、そもそも石山鑑定のミトコンドリアDNA分析及び追加分析の結果が犯人のDNAを全く検出していない可能性も十分に考えられる。「なお、石山鑑定の…分析法では、PCR増幅及び大腸菌による培養の過程でDNAのミスリーディング（完全に同一の複製を作らず、塩基配列の一部が違う複製を作ること）が発生する場合のあることが知られており、また、mt333DNAは突然変異を起こしやすい…ともいわれているのである…から、被害児童と完全に一致しないからといって、それらがすべて別人のものであるとはいえない。」「これらのことからすると…被告人が犯人であることと完全に矛盾するものであるとまではいえない。また、石山鑑定の追加分析の結果が犯人のDNAを全く検出していない可能性も十分に考えられる以上、…被告人が犯人であることと矛盾するものではない。」

以上のように、確定有罪判決は、科学的・理論的には当然検出されるべきはずのDNA型（被告人のものとされたDNA型）が検出されなかつたという事実に対し、「犯人のDNAが少なかつた可能性」「犯人のDNAが分解された可能性」「犯人のDNAが検出されなかつた可能性」「検査過程における資料汚染の可能性」「採取過程における他人のDNA混入の可能性」「DNAのミスリーディングの可能性」をもつてすれば、被告人が犯人であることと完全に矛盾するとはいはず、直ちに被告人が犯人であることに合理的疑いが生じるものではないとした。

(二) 龜頭包皮炎の発症（間接事実⑥）

被害女児の膣及びその周辺から採取した血痕からは、犯人のものと思われる血液型及びDNA型が検出された。被害女児の膣から精子ではなく被害者に由来しない血痕が発見されたという事実は、本件に特徴的な事実といえる。他方、事件当時、被告人は亀頭包皮炎という疾患に罹患していた。これらの事実も被告人の犯人性を推認させる重要な間接事実である。

この事実に関して確定有罪判決は次のように認定した。

「被告人は、本件当時、糖尿病による亀頭包皮炎にかかっており、亀頭の粘膜に無数の裂傷ができる可能性があるため、膣や汁のほか、外部からの刺激により容易に出血することがあつたと認められる……。」「ところで、…N子の死体の腹部付近の木の枝に付着していた血痕並びにU子及びN子の膣内容及び膣周辺から採取した血液の中には犯人に由来すると認められる血痕ないし血液が混在していたのである。これらの犯人に由来する血痕等からは、犯人が一人とも複数とも断定できないことについては、前記のとおりであるが、仮に犯人が一人であるとした場合に犯人の血液型及びDNA型のMCT118型は被告人のそれらと一致しているのである。そして、犯人によ来する血痕等は、それらが採取された場所がいずれもU子とN子の膣及びその周辺であることからすると、犯人がU子とN子にいたずらをした際に何らかの理由により出血して付着したものであると認めるのが相当である。」「そうすると、犯人に由来する血痕等の出血場所としては、犯人の手指ないしは陰茎である可能性が高いということができる。そして、U子とN子の処女膜等の損傷の状況からして犯人の指と爪が挿入されていることが明らかであるから、犯人の手指からの出血の可能性を否定することはできない。しかしながら、U子とN子がいたずらをされたのは、犯人がU子とN子の死体を投棄する前であるから、犯人の手指から出血していたのであれば、その出血の

時期は、いたずらの部位からしてもその最中ではなく、いたずらよりも前であると考えられるので、血痕等がいたずらをする前に脱がせたと考えられるU子及びN子の下着等にも付着しているはずであるところ、そのような痕跡は存在しないのである。してみると、犯人に由来する血痕等の出血場所としては、犯人の陰茎である可能性が高いということができる。そして、被告人の亀頭は外部からの刺激により容易に出血することがあつたのであるから、被告人が犯人であった場合には、犯人に由来する血痕等の存在理由を合理的に説明することが可能である。」

なお、事件当時、被告人が亀頭包皮炎を患っていたという事実は、本件犯行の動機を認定する上でも重要な間接事実となつていて。すなわち、確定判決は「被告人は、平成三年一〇月ころから、糖尿病による亀頭包皮炎のため、妻との性交渉が思い通りに行えない欲求不満を持っていた可能性が高く、そのような状況で、情性的に欠如した被告人が性倒錯的行動をとる可能性は十分考えられる」としているからである。

確定有罪判決の認定にしたがえば、「誘拐後すぐに二人の女兒を殺害することは「強度の動機」が必要であるようと思われるが、確定有罪判決によれば、「糖尿病による亀頭包皮炎による性交渉の欲求不満」をもつて「強度の動機」とされたようである。

(3) 控訴審の認定

控訴審においても基本的な事実認定は同様である。もつとも、新型のDNA鑑定が追加された点がやや異なる。

DNA型につき新たな方法が開発されたことを聞いた科捜研係員が、平成六年四月に、資料として被告人車両の座席シート中の血痕付着部分と考えられるところを切り取つた際、先に纖維鑑定のために切り取つて東レに送付していた部分の下に接する座席のスポンジ部分に、変色痕が認められた。そこで、この痕跡についてDNA鑑定を実施した

ところ、車内の血痕は「Gc型」・「Cのホモ」であり、被害者U子（O型）のDNA型と一致した。

控訴審判決は、上記「血痕がU子に由来するものであることを更に補強しているものと認めるのが相当」であるとして、さきにみた間接事実群について次のように判示し、被告人を本件の犯人であると認定した。

「これら的情况事実は、いずれも犯人と犯行とを結びつける情况として重要かつ特異的であり、一つ一つの情況がそれぞれに相当大きな確率で犯人を絞り込むという性質を有するものであり、これらは相互に独立した要素であるから、その結果、犯人である確率は幾何級数的に高まっていることが明らかである。さらに、被告人車以外の同種車両についての検査も相当詳細に行われていて、周辺の類似対象車両のアリバイ、保有者の血液型DNA型についても地道かつ膨大な検査がなされていて、その結果該当車両は他にはほとんど見出せない情況もある。他方、被告人が犯人ではないのではないかという方向に働く証拠をつぶさに検討してもその疑いを抱かせるには足りない。これらの事情を総合して考慮すれば、被告人が本件の犯人であることにつき合理的疑いを超えた立証があるものと認めるに十分である。」

（4）小括

これまで見てきたように、確定有罪判決は個々の間接証拠及び間接事実を積み重ねて、被告人を犯人と認定した。

大きく分けて、本件の間接事実は、被告人の所有車と被害児との関連を示す間接事実と、被告人による殺人の実行行為に関する間接事実に分けることができる。前者の間接事実をささえる間接証拠のうち最も重要なのはT証言であり、後者のそれは血液型鑑定及びDNA鑑定である。もつとも、それらの間接証拠はそれぞれ脆弱性を抱えていた。T証言に関して言えば、Tの人物に関する証言は被告人とかなり異なること、短時間での目撃にもかかわらず、は

たして自動車に関するさわめて詳細な証言がそもそも可能であるかということがそれである。

他方、血液型及びDNA鑑定に関するて言えば、被害女児の膣及びその周辺部から検出された犯人のものと思われる血痕が、被告人のものでない可能性があり、それを裏付ける消極的間接証拠も存在することがそれである。しかも、当時のMCT118型鑑定は、足利事件と同じ科警研の技官が担当したものであった。

本件の再審請求では、まさにこれらの点が激しく争われたのである。

四、再審請求の理由

弁護団が提出した新証拠は大きく分けて二つに分けられる。⁽¹²⁾一つは血液型及びDNA型に関する新証拠であり、もう一つはT証言に関する新証拠である。弁護団は、近年有力となつてきている二段階説に依つて新証拠の明白性を判断すべきとして、新証拠を提出した⁽¹³⁾（以下では新証拠を便宜上I～IVに分けて論じる）。

（1）血液型及びDNA型に関する新証拠

（a）本件科学的証拠の証拠能力を否定し及び証明力を弾劾する新証拠（新証拠I）

①本田第一次鑑定書

坂井・笠井鑑定によつて導かれたデータをもとに、確定判決が「犯人が一人であるならその犯人の血液型はB型で、MCT118型は16～26型であるという事実までは認定できる」と認定したことについてはすでに見た。もつとも、この結論にはいくつかの「合理的疑問」を指摘したが、確定判決は、一定の理由によつて「被告人が犯人である」

とと完全に矛盾するとはいえない」と判断したことについてもすでにみた。筑波大学の本田克也教授から提出された本田第一次鑑定書は、この客観的なデータの見方に関する新証拠である。

第一に、科警研鑑定は犯人の血液型をB型と判断していたが、本田第一次鑑定書は、科警研がB型と判断した根拠は、血液型の解離試験の原理に反するもので、すべてのデータを客観的に見ると犯人の血液型はAB型と見るほうが正しいと指摘する。

第二に、科警研鑑定は足利事件における鑑定時期と近接し、同一の機関において、同一の手法である123塩基ラグーマーカーで型判定を行つたものであつたが、本田第一次鑑定書は、(i) 精度が拙劣な123塩基ラグーマーカーで型判定を行うと、サイズどおりに泳動がなされない結果、型判定を誤つてしまうこと、(ii) 123塩基ラグーマーカーで16—26型と判定された資料をサイズ通りに正しく型判定する手法とされているアレリックラグーマーカーで判定を行うと、18—29型、18—30型、18—31型の複数の型のいずれかと判定される可能性があること、(iii) アレリックラグーマーカーで判定を行うと、被告人のMCT118型は18—30型であったこと、(iv) 被告人と同じく16—26型であった足利事件の菅家氏の鑑定結果に鑑みれば、科警研鑑定当時の123塩基ラグーマーカーによる16—26型が、アレリックラグーマーカーで判定を行うと18—29型にならざるをえないこと、(v) 科警研鑑定では同時泳動ができたにもかかわらず、当時のDNA鑑定の運用に関する指針に反して、あえて同時泳動がなされていないため判定が恣意的であることを指摘する。

第三に、科警研鑑定は被告人のMCT118型を16—26型と判断していたが、本田第一次鑑定書は、当時別々に泳動された(i) 本件犯人のバンド、(ii) 被告人のバンド、および(iii) 足利事件の菅家氏のバンドの泳動写真を123ラグーマーカーの位置を揃えて比較すると、(i) および(iii) は16—26型を示しているものの、(ii) の被告人のバ

ンドは16—27型を示していることを指摘する。

第四は、すでに見た被告人のH L A D Q α 型不検出に関する疑義である。科警研鑑定は犯人のH L A D Q α 型を1,3—3型としていたが、犯人との混合瘢痕であるとされたU子の臍内容物及び臍周辺付着物（資料（2）及び（3））からは、被告人が有する1,3型が検出されなかつた。確定判決は、現場資料には「現場資料に1,3型は含まれていだが何らかの要因で検出されなかつた」と判断し、「被告人が犯人であることと完全に矛盾するものであるとまではいえない」としたが、本田第一鑑定書は、すべてのデータを客観的にみれば「そもそも現場資料に1,3型は含まれていなかつたから検出されなかつた」ということを提示する。

②本田第二次鑑定書

現場資料は全量消費しているとされており、血液型及びDNA型の再鑑定は不可能であつた。したがつて、弁護団は証拠開示によりネガフィルムを入手し、専門家に鑑定を依頼した。⁽¹⁴⁾

本田第二次鑑定書によれば、その結果、（i）裁判所に提出された写真はネガフィルムの一部を切り取つたものであり、ネガフィルムには法廷に顯出していないバンドが存在していたこと（41—46型附近に見られるバンド。便宜上「X—Yバンド」という）、そして、（ii）もともとのネガフィルムには、犯人の血液が混入するはずのない被害者的心臓血のレーン（資料（6）及び（7））にも薄い16型のバンドが存在していたことなどが明らかになつたとされる。

弁護団は、真犯人のバンドの可能性があるX—Yバンドを隠すために、当時の技官らがX—Yバ

〈新証拠が示すデータの見方〉

サンプル	ABO式血液型	MOTIIIB型	H L A D Q α 型
資料(1) U子の芯付近の木の枝に付着した血痕様のもの	A型・AB型(N子と犯人)	(16)・18・25・26・141・[46]型	1,3-3型
資料(2) U子の臍内容物	O型・AB型(U子と犯人)	(16)・23・27型	1,1-3型
資料(3) U子の臍周辺付着物	O型・AB型(U子と犯人)	(16)・23・26・27型	1,1-3型
資料(4) U子の臍内容物	A型・AB型(N子と犯人)	(16)・18・25・26・141・[46]型	1,3-3型
資料(5) U子の臍周辺付着物	A型・AB型(N子と犯人)	(16)・18・25・26・141・[46]型	1,3-3型
資料(6) U子の心臓血	O型	(16)・23・27型	1,1-3型
資料(7) U子の心臓血	A型	(16)・18・25型	1,3-3型
被告人の臍膜	B型	16-[27]型	1,3-3型

ンドの部分を除いてネガフィルムを科警研鑑定書に載せたこと、そして、被告人を犯人とするには都合の悪い16型のバンドを消すために、ネガを必要以上に暗く（黒く）焼き付けたという、二重の「隠ぺい工作」が行われたと厳しく批判している。⁽¹⁵⁾

また、犯人のものとされた26型の「バンド」も、デンシットグラムを分析した結果、実際は、ノイズかそれ以下のレベルであって、泳動ミスで生じたアーチファクトバンドの可能性が濃厚であり、独立した「バンド」と認めることが不可能ないとされた。

弁護団は、41—46型附近に見られるX—Yバンドが真犯人のバンドである可能性が高く、また、16型のバンドはすべての現場資料に見られるため、被告人のバンドではなく、かつ、26型の位置に存在するとされた「バンド」もその存在を認める」とはできないので、真犯人のMCT118型は16—26型ではありえないと主張した。

③まとめ

このように新証拠である本田第一次鑑定書及び第二次鑑定書は、犯人と推定される者の血液型は「A B型」、MCT118型及びHLADQ α 型はそれぞれ「41—46型（前後）」及び「3—3型」であり、当時の被告人のMCT118型は「16—27型」であったとする（前頁の表参照）。

（b）MCT118型の鑑定手法を弾劾する新証拠（新証拠II）

周知のように、再審無罪となつたいわゆる足利事件においてもMCT118型鑑定が用いられており、飯塚事件のMCT118型鑑定と、ほぼ同時期に、ほぼ同じ技官らが、同じ技術水準で実施した鑑定であった。さらに、飯塚事

件の現場資料は、足利事件や東電O.L事件で現場資料とされた単独瘢痕よりも技術的にはるかに難しいとされる混合瘢痕であった。

弁護団が提出した①足利事件再審判決後に最高検が公表した報告書、②足利事件再審開始決定後に警察庁の依頼を受けて作成された水口清作成の意見書、③同様に警察庁の依頼を受けて作成された玉木敬二作成の意見書は、当時のDNA鑑定の水準の低さと問題点を指摘するものである。また、足利事件の再審無罪判決は、科警研のMCT118型鑑定について「具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われたと認めることはなお疑いが残る」として、その証拠能力を否定している。

(2) T証言に関する新証拠

(a) T証言の異常な詳細さを弾劾する新証拠（新証拠III）

T証言はたった数秒間の目撃にもかかわらず、異常なほど詳細なものであった。巖島教授から提出された行動心理学にもとづく鑑定書（巖島第二次鑑定書）は、T証言が目撃後に事後的に汚染されたことを示すものである。

控訴審においても、T証言の信用性を確認するために、行動心理学に基づく実験が行われた（第一次実験）。^[16]その実験とはTが目撃した場所と同じ八丁峠で、四五人の被験者に、停止車両の横を運転しながら通り過ぎてもらつて、その後に目撃した事実について、一週間後に記憶の再現をしてもらうというものである。その結果、Tのような詳細な記憶を再現できた者は一人もいなかつた。しかし、控訴審は事件当時との「条件の違い」を根拠に第一次実験の結果を信用できないとした。

そこで再審請求審では、控訴審判決が指摘した「条件の違ひ」を踏まえて、季節と車種をT証言に合致させた30人の被験者による実験を実施した（第二次実験⁽¹⁵⁾）。その結果、Tのような詳細な記憶を再現できた者はやはり一人もいなかつた。

厳島第二次鑑定書では、この第二次実験の結果を踏まえ、詳細なT証言には「事後情報効果」（事後的に目撃以外の情報からT証言の詳細な内容がもたらされたこと）と「肯定的フィードバック」（Tが取調官から自己の供述が事件解決に重要であるとの示唆を与えられることで、Tの供述が変容しがち確信をもつて語られること）が生じており、T証言には実際に目撃した内容とは異なる内容が含まれていることが指摘された。

弁護団は、この厳島第二次鑑定書をもとに、T証言の目撃内容は事実とは異なると主張した。

（b） T証言の異常な詳細さを裏付ける新証拠（新証拠Ⅳ）

最後の新証拠は、検察官が証拠開示してきた捜査報告書の中から発見されたものであり、弁護団によれば、前記の「事後情報効果」と「肯定的フィードバック」を裏付けるものとされる。

一つ目は、事件から約八か月後に作成された捜査報告書（登尾報告書）中に、Tの原供述に一番近いとされた三月九日の員面調書を作成した警察官が、実際はその員面調書作成の二日前の三月七日に被告人の車を現認したという記載があつたことである。いわば、Tが捜査官に対して語ったのではなく、予め被告人所有の車を現認した捜査官がTに被告人所有の車の特徴を語らせるよう誘導した可能性があるというわけである。

二つ目は、事件発生から十一日後の三月二一日に聴取されたTの初期供述である。この三月二一日の初期供述には、「①紺色ワゴン車一台を目撃し、②同車両から一人の男性が乗り降りしていた」ことのみが目撃した内容として記載され

ている。しかし、三月九日までの間に「①紺色のワゴン車を見た」という供述が「紺色のワンボックスカーないしボンゴ車、後輪がダブルタイヤ、センターラインが入ってなくて、トヨタやニッサンではない車で、窓に黒いフィルムが張つてあつた車」に変容し、「②同車両から一人の男性が乗り降りしていた」という供述から「雑木林から出てくる、慌てた様子で滑った（倒れた）、通り過ぎるとき反対側を見ていた」など大きく変遷しているとされる。

弁護団は、あまりに詳細なT証言は、Tが実際に目撲した内容とは異なり、「事後情報効果」と「肯定的フィードバック」に汚染されたものであるため、信用性がないと主張した。

五、再審棄却決定

(1) 証拠の明白性判断

棄却決定は、原確定判決の証拠構造を確認したのち、弁護団が提示した新証拠について次のように判断した⁽¹⁸⁾（新証拠の新規性については認めていたため割愛する）。

まず、棄却決定は、「証拠の明白性については、当審に提出された新証拠と、その立証命題に関連する他の全証拠と総合的に評価し、新証拠が確定判決における事実認定について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠であるか否かを判断すべきものであり、その総合的評価をするに当たっては、その判断の当否を審査する過程において確定記録中の全証拠をも検討の対象にするとができると解される」として、新証拠の証拠価値を

判断するにあたり、確定第一審で取り調べられた証拠だけではなく、確定控訴審で取り調べられた証拠も適宜検討対象に加えながら、検討すべきとした。

棄却決定は、新証拠の明白性判断に関する、「T証言に関する新証拠」（新証拠III・IV）に対する判断したのちに、「血液型及びDNA型に関する新証拠」（新証拠I・II）に対する判断していることから、以下では、この棄却決定の判断にそつて、その内容を見ていくことにしよう。

（2）T証言に関する新証拠に対する判断（新証拠III・IVについて）

（a）T証言の異常な詳細さを弾劾する新証拠（新証拠III）に対する判断

はじめに、棄却決定は、新証拠IIIについて、次のように判断した。

「まず、厳島第二次鑑定書についてみると、たしかに、第二次実験は、第一次実験について確定控訴審から指摘された諸々の問題点を是正し、Tが不審車両を目撃した条件にできるだけ近付ける形で再現実験を実施しており、このような措置は、再現実験に基づく鑑定意見の証拠価値を高めるものとはいえる。」「しかし、第二次実験の条件においても：いまだ重要な点で、Tが実際に不審車両を目撃した条件とは異なつており、第二次実験の結果をもつてT供述の正確性に疑問が生じるということはできない。」

棄却決定が、当時の発見状況との条件が異なるとした点は、以下の二点である。

- ① Tが現場付近を以前、通行したことがあり、Tが運転していた車両は、Tにとって乗り慣れているものであつたことから、Tが不審車両を目撃した現場付近の道路において安全に車両を運転するために用いる注意力の程度が、この道路を初めて運転する者よりも低いもので足り、反面で、Tが、運転とはかわりのない周囲の状況に、

より注意を向けることが可能であったこと

- (2) 目撃直後に、同僚Aと本件事件に関する会話をしたことから、Tは、その目撃した車両等が女児殺害事件と関係する可能性があるものと強く印象付けられ、不審車両を目撃した記憶を喚起、定着させたと考えられる
- (3) Tが不審車両目撃以前からダブルタイヤ仕様の車両が存在することやその車両の特徴について、知識を有していたこと

こうして、棄却決定は「人の記憶の程度は、各々の属性やその時々の諸条件によって異なるところ、上記のような重要な点で、第二次実験の被験者は、知覚し記憶する条件がTより不利なものとなつていると考えられる。」「したがつて、そのような第二次実験の実験条件のもとで被験者らがTと同様の記憶を保有することができなかつたとしても、このことから、Tがその目撃条件からしてあり得ない詳細な供述をしているとみる」とはできない。」と判断し、新証拠Ⅲの明白性についても、「厳島第一次鑑定は、心理学の知見から一つの見解としては傾聴に値するものがあるとはいひ得ても、本件再審請求における証拠価値としては相当に限定的なものであつて、厳島第二次鑑定書において、厳島教授が第一次実験の結果や心理学の知見を踏まえて述べている諸見解によつて、目撃車両についてのT供述の信用性が否定されるということはできず、したがつて、同鑑定書に明白性は認められない。」とした。

(b) T証言の異常な詳細さを裏付ける新証拠（新証拠Ⅳ）に対する判断

次に、棄却決定は、新証拠Ⅳについて、次のように判断した。

「たしかに……、登尾報告書には、同月七日に大坪警察官らが事件本人車を現認し、同車にボディラインはなかつた旨

の記載が存在するのであり、…Tの同月九日付け警察官調書…を作成した大坪警察官が、それに先立つ七日の時点では事件本人の車種や特徴を把握していた可能性が高い。」「しかしながら、登尾報告書には、Tが、同月四日の午前に、普通車の紺色ワゴン車、後輪がダブルタイヤ、やや古い旨述べたこと、同日の午後に、「駐車車両は、紺色、ボンゴ車、後輪ダブルタイヤ、車内は見えなかつたように思うので、ガラスに何か貼つていたと思う」旨述べたことがそれぞれ記載されており、そうであれば、Tは、大坪警察官が事件本人車を目撃する以前であり、大坪警察官からの誘導を受ける可能性のない時期から、その目撃した車両の特徴について、紺色、後輪ダブルタイヤで、ガラスに何かを貼付していたことを述べていたと認められる。また、Tは、不審車両を目撃した翌日（平成四年二月二日）及び翌々日（同月二二日）に、そのことを同僚のAらと話題にした際、Aに対し、目撃した車両の特徴について、紺色のダブルタイヤのワゴン車である旨述べているが…、TとAがそのような会話をする以前に、Tが大坪その他の警察官によって何らかの誘導を受けた可能性は全く存在しない。」

棄却決定は、このように判断し、「大坪報告書及び登尾報告書によつて、大坪警察官がTに対して供述を誘導したことが明らかになつたということはできず、したがつて、これらの報告書にも明白性は認められない」とした。

（3）血液型及びDNA型に関する新証拠に対する判断（新証拠I・IIについて）

（a）本件科学的証拠の証拠能力を否定し及び証明力を弾劾する新証拠（新証拠I）に対する判断

棄却決定は、新証拠Iについて、血液型に関するものとDNA型に関するものに分けて、次のように判断した。

① 血液型に対する判断

まず、棄却決定は、血液型に関して、次のように判断した。

第一に、血液型の判定方法については、「本田教授の：指摘は、坂井・笠井鑑定の基礎資料を再鑑定した結果に基づくものでないことはもとより、血液凝集反応の強弱を考慮する手法の問題点を明らかにした実験結果等に依拠するものでもなく、血液型鑑定の一般的な性質のみに基いて坂井・笠井鑑定を論難するに過ぎないものである。」とした。

第二に、本田鑑定書等が、客観的データを正確に見れば、その犯人はAB型であると指摘する点については、「確定第一審における坂井技官及び笠井技官の各供述によれば、ABO式血液型鑑定では赤血球を使用し、他方で、MCT118型鑑定では白血球を使用しており、両鑑定では血液中の全くことなる部位を使用しているものと認められ：そうすると、ABO式血液型鑑定が可能となる程度の赤血球を含む血液は存在するが、MCT118型鑑定が可能となる程度の白血球は存在しなかつた場合には、資料（2）及び資料（3）には、被害者N子由來のA型の血液型物質が混和しているとの鑑定結果が得られたが、被害者N子由來のMCT118型は検出されないという事態もあり得るところ、資料（2）及び資料（3）が採取された状況等に照らせば、実際にそのような事態が生じることも十分に考えられるから、資料（2）及び資料（3）から被害者N子のMCT118型鑑定が検出されていないからといって、資料（2）及び資料（3）に被害者N子の血液が混合していないなどということはできない。」「この指摘は、坂井・笠井鑑定の血液型検査の結果をもとに抽象的な推論をしたに過ぎないものであるから、坂井・笠井鑑定の信用性を低下させることはできない」とした。

② DNA型に対する判断

次に、棄却決定は、本田第一次鑑定書が指摘するように、アレリックラダーマーカーによれば「事件本人のMCT 118型は18—30型」であることを認めた上で、次のように判断した。

「1—2—3 塩基ラダーマーカーによる型判定では16—26型と判定された資料は、アレリックラダーマーカーによる正確な型判定では18—29型、18—30型及び18—31型の三つの型のいずれかに当たり得るところ、確定審もこれを前提に判断していたということができるが、前記…のとおり、本田第一次鑑定書によれば、事件本人の正確なMCT 118型は18—30型であることが明らかになっているから、坂井・笠井鑑定が現場遺留資料をもとにして1—2—3 塩基ラダーマーカーにより判定した犯人の16—26型が、アレリックラダーマーカーによる型判定によって18—30型に当たる場合には、事件本人の型と一致しており、事件本人についての有罪認定の根拠とすることが可能であるが、上記16—26型が18—29型又は18—31型に当たる場合には、事件本人の型と矛盾することになるから、事件本人が犯人であることが否定されるか、少なくとも、事件本人についての有罪認定の根拠とすることはできない。そして、本田教授が関与したいわゆる足利事件においては、捜査段階で科警研が実施した鑑定では、菅家氏に由来する資料（精液）及び被害者が着用していた下着に付着した精液及び菅家氏の血液のDNA型について再鑑定を実施したところ、両者は一致しなかつたとされたのに対し、本件においては、被害者両名以外の者（犯人）由来の血液が付着した資料は残されておらず、その再鑑定を行うことはできないから（なお、再鑑定のための資料を残しておくことが望ましいことはいうまでもないが、資料が残されていないからといって、それにより直ちに証拠能力が否定されることにはならない。）、アレリックラダーマーカーによる犯人の正確な型が事件本人の正確な型（18—30型）と一致するか否かを確定することはできないといわざるを得ない…。」

「確定判決後のいわゆる足利事件の再審にも関与した本田教授の前記指摘等を踏まえると、現段階においては、坂井・笠井鑑定等が、123塩基ラグマーカーを指標として判定した事件本人のMCT118型及び資料（1）及び資料（5）に含まれる被害者両名以外の者（犯人）に由来すると思われる血液のMCT118型が16-26型で一致していることをもって、単純に事件本人に対する有罪認定の根拠とするることはできない状況が生じているということができる。」

このように棄却決定は、すでに知られていた「16-26型が18-29型又は18-31型に当たる場合には、有罪認定の根拠とすることができないことがありうることをもって、本田第一次鑑定書のこの部分に関する指摘には証明力があると判断した。他方、被告人のH-LADQ α 型不検出の疑義については全く触れられていない。

③ 本田第二次鑑定

棄却決定は、本田第二次鑑定書が指摘する点については、次のように判断した。

第一に、すべての資料において16型のバンドが検出されているから、16型のバンドはエキストラバンドであるとする点については、本田鑑定のいう濃度ムラか、染色ムラという仮説も「それなりに合理性がある」ものの「仮に、本田教授が述べるように、資料（6）及び資料（7）の16型のバンド様のものがエキストラバンドであると考えるとしても、そこから直ちに資料（1）及び資料（5）の16型もすべてエキストラバンドであるとするには、たやすく与することができない。すなわち、坂井・笠井鑑定は、それぞれ別の資料である資料（1）及び資料（7）を泳動させてその型を判定しているのであるから、資料（6）及び資料（7）から16型のエキストラバンドが検出されたからといって、その他の資料から検出された同型のバンドもすべてエキストラバンドであることが論理必然的に導かれる

わけではない。」

第二に、41—46型（X—Yバンド）が本来のバンドであるとする点については、「X—Yバンドがアレルバンドであることを示す証拠はなく、X—Yバンドはエキストラバンド」であり、改ざんの意図も認められないとした。

第三に、26型のバンドが、アーチファクトバンドの可能性があるとする点についても「合理的な方法でなされたものであり、本田意見は採りえない。」とした。

(b) MCT118型の鑑定手法を弾劾する新証拠（新証拠II）に対する判断

新証拠IIに対する裁判所の判断は次のとおりである。

「…いわゆる足利事件の再審判決は、被害者が着用していた下着の付着物にかかるDNA型の再鑑定（検出された型は菅家氏の型と一致しなかった）等、再審において新たに取調べられた各証拠を踏まえると、同事件におけるDNA型鑑定には、現段階においては証拠能力を認めることができないと判断したものであり、同事件当時の科警研によるDNA型鑑定の信頼性について一般的に判示したものではないことは明らかである。（原文改行）また、最高検報告書、玉木意見書及び水口意見書は、いずれも、いわゆる足利事件の科警研による鑑定書等について検討した結果を論じたものであつて、本件における坂井・笠井鑑定等を検討した上での意見を述べるものではないから、これらの書面によつて坂井・笠井鑑定等の証拠能力が否定されることにはならない。」

(4) 新旧証拠の総合評価

棄却決定は、以上のように、各新証拠の明白性について判断したのち、次のように判断した。

「確定判決は、主として、前記：六つの情況事実群を総合評価して事件本人に対しても有罪認定をしたものと解されるが、これら的情况事実は、各々独立した証拠によつて認められるものである。他方、当審において弁護人が提出した新証拠は、上記の situation 事実のうち、…T の目撃供述及び…科警研による鑑定の信用性等が否定されることのみを立証命題とするものであり、その余の situation 事実を証明する証拠の信用性等に関する新証拠は提出されていない…。そうすると…本田鑑定書等によつて、科警研による鑑定のうち、坂井・笠井鑑定等の MCT118 型鑑定の証明力については、より慎重な評価をすべき状況に至つてはいるが、だからといって、それだけで直ちに、確定判決における有罪認定について合理的な疑いが生じるということはできない。（原文改行）この点について、弁護人は、確定判決が情況事実を証明する証拠として挙げるもののうち、柱となる証拠は T の目撃供述及び科警研による鑑定であり、これらの信用性等が否定される結果、その余のいかなる情況証拠を総合したところで、事件本人を犯人と認めることはできない旨主張するが、これは、上記のような確定判決の有罪認定の証拠構造を正解したものとはいひ難い…。」このように述べたのち、棄却決定は、次のような新旧証拠の判断方法を提示する。

「以上によれば、上記 MCT118 型鑑定以外の situation 事実のみの総合評価によつて、確定判決と同様に、事件本人が犯人であることが十分に認められる場合はもとより、上記 MCT118 型鑑定以外の situation 事実に加えて、本田鑑定書等により証明力の評価に変化が生じた上記 MCT118 型鑑定を総合的に評価した結果として、確定判決の有罪認定につき合理的な疑いが生じない場合にも、本田鑑定書等に明白性は認められないといえる。」

こうして、棄却決定は、MCT118 型鑑定のみを新旧証拠の総合評価に組み入れ、①「MCT118 型鑑定以外の situation 事実ないし情況証拠群を総合評価して認められる事実」（下記（ア）～（オ）、これを便宜上「第一次総合評価」という）と②「MCT118 型鑑定の証明力の評価に変化が生じた」とがその認定にどのような影響を与えるか等」

(これを便宜上「第二次総合評価」という)に分けて、証拠の明白性を検討した。

以下では、棄却決定の論理に従いながら、新旧証拠の総合評価を見ていくことにしよう。

① MCT118型鑑定以外の情況事実ないし情況証拠群の総合評価について（第一次総合評価）
まず、棄却決定は、MCT118型鑑定以外の情況事実ないし情況証拠群について、以下のような（ア）～（オ）の情況事実ないし情況証拠群があることを確認する。これは、すでにみた確定判決の証拠構造にほぼ対応するものである。

- （ア）犯人使用車両等の目撃証言（T証言）
（イ）事件本人車の車内から検出された血痕及び尿痕
（ウ）事件本人による犯行の機会
（エ）被害者両名の遺体等に付着していた血液の血液型等
（オ）アリバイの不存在

以上のような、確定判決を支える情況事実ないし情況証拠群（MCT118型鑑定をのぞく証拠構造）を確認したのち、棄却決定は次のように述べる。

「上記の情況事実（ア）ないし（エ）は、各々、独立した証拠によって認められるものであり、かつ、犯人を一定の者に限定し得るものであつて、それぞれが、事件本人が犯人であることを推認させるものといえるところ、これらの情況事実を総合すれば、事件本人が犯人であることについて、合理的な疑いを超えた高度の蓋然性があるとい

うことができる。」「もとより、これらの情況事実は、いずれも単独では事件本人を犯人と断定することができないものであり、その意味で、抽象的には、事件本人と犯人との結び付きに疑いを差し挟む余地が全くないわけではない。しかしながら、本件の犯人については、前記のように独立した多くの情況事実によって重層的に絞り込まれてるのであり、事件本人以外にこうした事實關係のすべてを説明できる者が存在する現実的な可能性は非常に乏しく、抽象的な可能性にとどまるものと考えられ、全証拠を精査しても、かかる人物が存在するのではないかという合理的な疑いを抱かせるような事情はうかがわれない…。（原文改行）そうすると、確定判決が認定した情況事実から、犯人と事件本人のMCT118型が一致したことを除いたその余の情況事実を総合した場合であつても、事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされていることに変わりはないといえる。」こうして、棄却決定は、MCT118型鑑定以外の情況事実ないし情況証拠群だけでも、「事件本人が犯人である」とについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされている」と判断したのであつた。

② MCT118型鑑定の証明力の評価に変化が生じたことが確定判決の事實認定にどのような影響を与えるか等について（第二次総合評価）

次に、棄却決定は、新証拠によつてゆらいだMCT118型鑑定の証明力が、確定判決の事實認定にどのような影響を及ぼすかを検討する。

棄却決定は「本田鑑定書等のうち信用性を肯定できる内容」として、次の3点を挙げる。すなわち、(i) 123塩基ラダーマーカーで型判定を行うと、サイズどおりに泳動がなされない結果、型判定を誤ることとなること、(ii) 123塩基ラダーマーカーで16—26型と判定された資料をサイズ通りに正しく型判定する手法とそれでいるアレリツ

飯塚事件と死刑再審

クラダーマーカーで判定を行うと、18—29型、18—30型、18—31型の複数の型のいずれかと判定される可能性があること、(iii) 事件本人の本来のMCT 118型は、18—30型であったこと、がそれである。

しかし、棄却決定は前記(i)～(iii)の事情を、証拠の明白性を否定する

方向に理解する。

「そうすると、本田鑑定書等の内容を前提としても、現場資料の再鑑定が実施されておらず、MCT 118型部位の繰り返し数を正しく判定する方法による犯人のMCT 118型が判明していない本件においては、犯人のMCT 118型と事件本人のMCT 118型が一致しないことが明らかになつたということはできない。換言すれば、本田鑑定書等の前記内容を考慮しても、坂井・笠井鑑定等のMCT 118型鑑定によつて、犯人と事件本人のMCT 118型が一致したと認めることはできないが、他方で、これが一致しないと認めることができないのであり、両者の可能性があるということにとどまるのである。(原文改行) したがつて、坂井・笠井鑑定等のMCT 118型鑑定は、18—29型、18—30型及び18—31型の三つの型のうち、18—30型で犯人と事件本人の型が一致する可能性があるという点においては、事件本人が犯人であることを推認せざるにつき積極方向の情況事実となり得るようにもみえるが、犯人の型が18—29型又は18—31型であり、事件本人の型と一致しない可能性もあるのであるから、

MCT 118型			16型のバンド	26型のバンド	X/ハンド
173項基ラダーマーカー	アレルックラダーマーカー				
犯人と鑑定される者 犯人と鑑定される者 犯人	被告人 犯人と鑑定される者 被告人				
16—26型 16—26型	16—26型 16—27型	16—29型 16—30型	アレルバンド すべてエキストラバンド	アレルバンド アーチファクトバンド	(切り取り) アレルバンド
再審棄却決定	16—26型	16—26型	16—29型 16—30型 16—31型	すべてがエキストラバンド であるとは限らない	アレルバンド エキストラバンド

ABO式血液型		HLADQ α型	
犯人と鑑定される者	被告人	犯人と鑑定される者	被告人
確定有罪判決	B型	B型	1.3—3型であるということはできないが、DNAの検出感度に関する事情からすれば、被告人が犯人であるということと完全に矛盾するものではない
弁護団	A型	B型	3—3型 1.3—3型
再審棄却決定	B型	B型	判断せず 判断せず

犯人の型を18—30型と断定できる場合と比較すれば、その推認力は相対的に相当程度弱いものとなる。他方で、本田鑑定書等によつても、犯人の型と事件本人の型が異なることが立証されたわけではなく、両者が一致する可能性も十分に残されている以上、本田鑑定書等が、事件本人が犯人であることを推認するにつき消極の情況事實になると評価することも合理的ではなく、事件本人以外の者が犯人である可能性に関する・評価に影響を及ぼすこともないというべきである。」

③新証拠の明白性についての判断

棄却決定は、以上のように判断し、次のように判示して新証拠の明白性を否定した。

「確定判決が認定した情況事實から犯人と事件本人のMCT118型が一致したことを見たその余の情況事實を総合した場合であつても、事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされていることに変わりはないことは明らかである。（原文改行）また、本田鑑定書等のうち信用性が肯定できる部分を前提とすれば、確定判決が有罪認定の根拠とした坂井・笠井鑑定等のうち、MCT118型において犯人の型と事件本人の型が一致したとの点は、そのまま有罪認定の根拠として供することはできないとしても、MCT118型において犯人の型と事件本人の型が一致しないことが明らかになつたものではなく、両者が一致する可能性も十分にあることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされているといえる。したがつて、本田鑑定書等のうち信用性が肯定できる部分によつても、確定判決の有罪認定について合理的な疑いは生じないことになるから、結局、本田鑑定書等に明白性を認めることはできない。」

六、総合評価の方法

(1) 棄却決定における新旧証拠の総合評価の方法

棄却決定は、新旧証拠の総合評価の過程を二つに分け、MCT118型鑑定を含めない総合評価（第一次総合評価）と同鑑定を含めた総合評価（第二次総合評価）に分けている。

棄却決定が、いちおうすべての新旧証拠を評価の対象としていることから、棄却決定の総合評価の方法は新旧証拠の全面的再評価とみえるかもしれない。また、新証拠を限定的再評価したのちに、その新証拠にいくぶんか証明力が認められれば、新旧証拠の全面的再評価を行うとする、いわゆる二段階説を探ったようにみえるかもしれない。しかし、棄却決定の総合評価の方法は、限定的再評価を二段階で行っているもので、実質的に、新旧証拠を全面的に再評価したものではないのである。

すでにみたように、棄却決定は、第一段階として、新証拠I～IVをそれらの立証命題との関係で限定的再評価を行い、前記・新証拠IのうちMCT118型に関するDNA鑑定のみに証明力を認めた。その上で、第二段階として、DNA鑑定以外の間接証拠を総合評価し（第一次総合評価）、さらにDNA鑑定を含めて更に総合評価している（第二次総合評価）。

しかし、第二段階の総合評価は、新証拠の立証命題以外の旧証拠の再評価（第一次総合評価）と、新証拠の立証命題に関する新旧証拠の再評価（第二次総合評価）をしているにすぎない。これは実質的に、第一段階の限定的再評価と同じ判断である（また「総合評価」という言辞を用いてはいるものの、新証拠の単独評価に限りなく近い）。

その証左に、第一段階のMCT118型に関するDNA鑑定の証明力と、第二段階の第二次総合評価の部分における

る棄却決定の判示はほぼ同様の判断である。

すなわち、棄却決定は、第一段階のMCT1-18型に関する新証拠の証明力について「坂井・笠井鑑定が現場遺留資料をもとにして1-2-3塩基ラダーマーカーにより判定した犯人の16-26型が、アレリックラダーマーカーによる型判定によつて18-30型に当たる場合には、事件本人の型と一致しており、事件本人についての有罪認定の根拠とすることが可能であるが、上記16-26型が18-29型又は18-31型に当たる場合には、事件本人の型と矛盾することになるから、事件本人が犯人であることが否定されるか、少なくとも、事件本人についての有罪認定の根拠とすることができない」とし、他方、第二段階の第二次総合評価の部分においても「坂井・笠井鑑定等のMCT1-18型鑑定は、18-29型、18-30型及び18-31型の三つの型のうち、18-30型で犯人と事件本人の型が一致する可能性があるという点においては、事件本人が犯人であることを推認させるにつき積極方向の情況事実となり得るようにもみえるが、犯人の型が18-29型又は18-31型であり、事件本人の型と一致しない可能性もあるのであるから、犯人の型を18-30型と断定できる場合と比較すれば、その推認力は相対的に相当程度弱いものとなる。」としているからである。

周知のように、白鳥決定は「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきである」としている。⁽¹⁹⁾

この判示を素直に読めば、明白性の判断が一段階か、二段階かは置くとしても、新旧証拠の全面的再評価は必要的であろう。白鳥・財田川決定が全面的再評価を必要的としているにもかかわらず、棄却決定が裁量的（恣意的）に総合評価をしているとの批判ももつともなものがある。⁽²⁰⁾ 少なくとも、事実審裁判所（確定判決を下した裁判所）の審理中において、ひとつの間接事実を他の間接事実と切り離して別々に「総合評価」することはできそうもないし、また

意味がない。

棄却決定が、第一次総合評価と第二次総合評価に分ける変則的な「総合評価」をした理由は、いうまでもなく、MCT118型鑑定の証明力の減殺又は否定が、確定判決の有罪認定に波及することを防ぐためにある。

しかし、DNA鑑定の性質に鑑みても、このような「総合評価」の方法には重大な誤りがある。DNA鑑定は、あくまでもDNAの「型」を判別するものであるため、確定判決のいうように「鑑定で同一の型と判定された」ということは一定の型判定において犯人と被告人とが同じ型を有しているということを意味するに過ぎず、これによつて犯人と識別できるというわけではな⁽²⁾く、複数の型を併せて判定し、その出現頻度を算出することで統計的に絞り込みをかけてはじめて正確な判断が可能な性質のものである。その意味で、DNA型が一致したということは、たしかに犯人性の推定を強める事情といえる。しかし、DNA型が一致しなかつたということは即座に犯人でないことを意味する。⁽²⁾したがつて、かりに犯人のものとされたMCT118型が被告人と一致しないとすれば、本件における被告人の犯人性はただちに否定されるのである。DNA鑑定において「一致したということ」と「一致しなかつたということ」は同価値ではない。

現に、棄却決定は「MCT118型鑑定によって、犯人と事件本人のMCT118型が一致したと認める」とはできないが、他方で、「これが一致しないと認める」ともできないのであり、両者の可能性があるということにどどまるのである」と述べている。これは、文理上、「一致しない」という具体的な可能性を棄却決定みずから認めていていきうことになろう。しかし、すでに述べたように、「一致しない」という具体的な可能性が肯定されれば、前記（ア）～（オ）の間接証拠群による認定こそが「抽象的な可能性」にすぎなかつたということになり、本件の事実認定は簡単に崩壊するのである。

たしかに、飯塚事件は、足利事件とは異なり、DNA鑑定のほかに複数の間接証拠があるといわれることもある。しかし、DNA鑑定によつて犯人性が否定されると、確定判決の事実認定が瓦解するという面では、飯塚事件は足利事件と同様の構造を有するといえる（ただし、現場資料の全量消費という点に飯塚事件特有の困難性がある）。したがつて、かりにMCT118型鑑定が異なる場合には、棄却決定がいうように「MCT118型鑑定以外の情況事実のみの総合評価によつて：事件本人が犯人であることが十分に認められる場合はもとより、上記MCT118型鑑定以外の情況事実に加えて、新証拠により證明力の評価に変化が生じた上記MCT118型鑑定を総合的に評価した結果として、確定判決の有罪認定につき合理的な疑いが生じない場合にも、MCT118型鑑定に関する新証拠に明白性は認められない」とは決していいえない。

すべての新旧証拠を評価の対象とするといふことと、新旧証拠をあわせて全面的に再評価（総合評価）するといふことは同じではない（見方によれば明白性に関する単独評価説に立つても、すべての新旧証拠を評価の対象としているといえる）。棄却決定のいう「総合評価」は、新旧証拠を全面的再評価していないといふ点で、白鳥・財田川決定のいう「総合評価」と内容を異にしており、判例違反の疑いがある。

（2）DNA鑑定以外の間接証拠の総合評価

もつとも、DNA鑑定が一致しないとはいえないまでも、その証拠能力が否定された場合に、有罪判決が維持できるかという問題が残る。⁽²⁾この点、棄却決定がDNA鑑定以外の間接証拠群だけでも有罪を維持できるとしていることはすでに見た。

しかし、この棄却決定の認定にも重大な疑義があると言わざるをえない。言うまでもなく、前記（ア）～（オ）の

間接事実のうち、重要なのは（ア）、（イ）、（エ）である。

（ア）犯人使用車両等の目撃証言（T証言）

（イ）事件本人車の車内から検出された血痕及び尿痕

（エ）被害者両名の遺体等に付着していた血液の血液型等

すなわち、（ア）は（i）第三者のT証言、（ii）被害者の着衣に付着していた纖維、（iii）被告人の所有車の3つから導かれる「犯行使用車はマツダ・ウエストコーストである」という間接事実である。（イ）は「被害者は出血及び失禁」している事実及び「事件本人車の車内から検出された血痕の血液型が被害者の一方のそれと一致し、さらにヒトの尿痕も発見された」という事実である。そして（エ）は「被害者両名の遺体等には被害者に由来しないB型の血液が付着した事実」及び「当時、亀頭包皮炎に罹患していた被告人は容易に出血しうる状態にあつたという事実」である。

しかし、これらの間接事実群からは、かりに死体遺棄（又は殺人の帮助）の認定はできても、「被告人が被害女児を殺した」（殺人の実行犯）とまでは言えないように思われる。死体を遺棄した犯人が、殺人の犯人であると強弁されるかもしれないが、そのような事実は証明されていないし、確定判決も共犯者の存在を否定していらない。

DNA鑑定を除いた場合、殺人の要証事実と最も近い間接事実は（エ）であるように思われるが、その事実を推認するためには「B型の血液が被告人由来のものである」などの中間項の立証が不可欠であろう（本件の場合、まさにこの中間項がDNA鑑定であった）。

したがつて、DNA鑑定以外の間接証拠のみで、殺人の有罪認定を維持することはできない。

⁽²⁴⁾

周知のように、最高裁はいわゆる長坂町放火事件において、間接事実の事実認定に関して次のように注意を促した。

『疑わしきは被告人の利益に』という原則は、刑事裁判における鉄則であることはいうまでもないが、事実認定の困難な問題の解決について、決断力を欠き安易な懷疑に逃避するようなことがあれば、それは、この原則の濫用であるといわなければならない。そして、このことは、情況証拠によつて要証事実を推断する場合でも、なんら異なるところがない。…ところで、裁判上の事実認定は、自然科学の世界におけるそれとは異なり、相対的な歴史的真実を探究する作業なのであるから、刑事裁判において『犯罪の証明がある』ということは『高度の蓋然性』が認められる場合をいうものと解される。しかし、『蓋然性』は、反対事実の存在の可能性を否定するものではないのであるから、思考上の単なる蓋然性に安住するならば、思ぬ誤判におちいる危険のあることに戒心しなければならない。したがつて、右にいう『高度の蓋然性』とは、反対事実の存在の可能性を許さないほどの確実性を志向したうえでの『犯罪の証明は十分』であるという確信的な判断に基づくものでなければならない。この理は、本件の場合のように、もつぱら情況証拠による間接事実から推論して、犯罪事実を認定する場合においては、より一層強調されなければならない。ところで、本件の証拠関係にそくしてみると：原判決が挙示するもろもろの間接事実は：証明力が薄いかまたは十分でない情況証拠を量的に積み重ねるだけであつて、それによつてその証明力が質的に増大するものではないのであるから、起訴にかかる犯罪事実と被告人との結びつきは、いまだ十分であるとするることはできず、被告人を本件の犯人と断定する推断の過程には合理性を欠くものがあるといわなければならない。』

この判示がしめすように、証明力が薄く、または証明力が十分でない情況証拠を量的に積み重ねるだけでは、その証明力が質的に増大するものではない。しかし、棄却決定は、原確定判決よりも、量的にすら少ない情況証拠をもつ

て「事件本人が犯人であることについて、合理的な疑いを超えた高度の蓋然性があるということができる」としているのである。

また、周知のように、近時、最高裁は間接証拠の事実認定について、次のように判示した。⁽²⁵⁾

「刑事裁判における有罪の認定に当たっては、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証が必要であるところ、情況証拠によって事実認定をすべき場合であっても、直接証拠によって事実認定をする場合と比べて立証の程度に差があるわけではないが（最高裁平成十九年十一〇月十六日第一小法廷決定・刑集六一巻七号六七七頁参照）、直接証拠がないのであるから、情況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない（あるいは、少なくとも説明が極めて困難である）事実関係が含まれていることを要するものというべきである。」

この判示が示すように、「被告人が犯人である」ということを想定すれば様々な間接事実が矛盾無く説明できるという理由のみによって得られるのは、「被告人が犯人である」という仮説のみにすぎない。⁽²⁶⁾ 本棄却決定の論理は、被告人が犯人であることを前提とすれば、上記間接事実が矛盾無く説明できるということをもって被告人が犯人であることは揺るがないとするもののように思われるが、間接事実の事実認定においてはきわめて危険であるように思われる。

七、科学的証拠と証拠開示

これまで飯塚事件再審棄却決定の不当性について見てきた。以下では、飯塚事件の再審請求が提起するいくつかの

総論的な問題点についてさらに論究していく。

(1) 科学的証拠の意義

近年、科学技術の発展に伴って、科学的証拠の活用が著しい。科学的証拠とは、一般に、科学の諸分野における知識・技術・成果を活用して得られた刑事法上の証拠をいふとされる。⁽²⁾日本においても、従前から、科学的証拠の活用が高唱されてきた。もっとも、そこでいう科学的証拠とは、国家のために奉仕し、社会治安の維持に奉仕するものであつた。

たとえば、一九六〇（昭和三五）年六月に科警研の所長に任命された当時の法医学の権威は、法医学を公衆衛生学と同様に「國家医学」に分類した上で、「法医学とは社会の治安を維持し、その福祉を増進し、法律の公正なる適用をはかるために、必要な医学的事項について研究する學問」であり、また法医学の目標は「加害者が誰れであるか、誰れが犯罪をおかしたかを究明する加害者法医学である」⁽²⁾とする。

もつとも、法医学には冤罪を除くという側面もあるとされるが、法医学が「國家医学」である以上、やはり社会の治安の維持に重点が傾きがちであったことはいなめない。

このような傾向は現在でも同様であるように思われる。現に、平成十八年三月二八日に閣議決定された「第三期科学技術基本計画」を受けて総合科学技術会議が策定した分野別推進戦略の「IV社会基盤分野」では、「戦略重点科学技術」のうち「現場活動を支援し人命救助や被害拡大を阻止する新技術」として次のような理由により「社会防犯力強化技術」の強化が挙げられている。⁽²⁾

「犯罪の少ない安全な社会の実現は国民にとって最も身近なニーズであるが、限られた人的資源の中でそれを実現し

ていくためには科学技術の活用が不可欠である。そのため、最新の技術を活用して、犯罪防止・捜査支援・鑑定など実際に現場等で活用可能な技術・システムの開発を重点化して推進する。」

そして、その「技術の範囲」は「犯罪防止・捜査支援・鑑定のために先進的な技術を活用したものであり、行動科学による犯罪防止・捜査支援、三次元顔画像個人識別、DNAプロファイリング、毒物や微細証拠鑑定のための物質同定技術や、学校及び通学路における子供の安全を守る技術」とされる。

このように、日本において科学的証拠は国家（治安）に奉仕するものとして考えられる傾向が強かつた。しかし、無辜の不処罰という点で、科学的証拠を考え直す必要性はいくら強調してもしだりない。

（2）科学的証拠の証拠能力と証明力

足利事件が誤判であることが判明したこともあり、科学的証拠の証拠能力と証明力に大きな関心が寄せられている。たとえば、司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』⁽³⁰⁾（二〇一三年、以下「本司法研究」という）は、「今後の刑事裁判においてDNA型鑑定を事実認定に用いるのに当つての注意則といったものを導き出す」という研究目的⁽³¹⁾のもと、裁判官向けに編まれたものである。

もつとも、本司法研究によれば、DNA鑑定の目覚ましい進歩に鑑みれば、「従前の方法によるDNA型鑑定を取り扱った裁判例の分析そのものは、それほど有益とはいえないことが明らかにな」⁽³²⁾ったとして、足利事件をはじめとした過去の誤判事例等に学ぶことが拒否される。そして、その前提のもとで、「科学的証拠に関する評価・検討の視点」⁽³³⁾として、次の六段階・八項目が提示される。

- (1) 基礎となる科学的原理・知見の信頼性
- (2) 科学的原理・知見を実用化する理論・技術の信頼性
- (3) 具体的な検査に関する信頼性

ア 試料化の信頼性

イ 具体的検査方法、過程の的確性

(4) 検査者の技術水準、技量

(5) 検査結果の評価に関する信頼性

ア 評価に関する原理、基準の信頼性

イ 当該ケースへのあてはめの信頼性

(6) 検査資料の適正（資料の収集、移動、保管過程の適切さ）

本司法研究は、この六段階・八項目の視点にもとづいて、科学的証拠とそれを用いた裁判の方法についてさまざまなかコメントをしているが、アメリカとの対比において、次のように、日本における科学的証拠の意義が導き出されていく点が重要であろう。

「ところで、我が国の学説の多くは、アメリカにおけるこれらの議論が科学的証拠の許容性の問題として議論されていふことから、日本における証拠能力論の参考になる」とし、検査の基礎にある科学的な原理・知見の正確性やその科学的原理・知見の応用としての当該検査方法の妥当性といった観点を積極的に証拠能力の要件とする根拠の一つとしているものが少くない。

しかしながら、アメリカでは、科学的証拠に関する専門家証人の許容性が問題になると、公判準備の段階で実際に専門家証言に関して審理を行い、事前に裁判官が許容性の判断を行う。そして、そこで許容性を肯定された専門家証人のみが、公判において陪審員の前で証言することができる。つまり、事前に証人尋問により科学的証拠の信頼性について十分に審査できる手続があることを前提に、陪審員に証拠として示すことができる基準として証拠の許容性が議論されているのである。そして、一旦、証拠の許容性が認められれば、陪審制度である以上、科学的証拠の信用性や証明力の評価は陪審員のみが判断し、しかもその判断の理由も示さないのである。（原文改行）〔このようないい裁判手続を前提とすれば、裁判官が、科学的証拠の弊害から証拠評価や事実認定の適正さを保護するための門番（ゲートキーパー）としての役割を果たす上で、証拠の許容性を判断する場面は極めて重要である。〕

これに対し、我が国では、科学的証拠としての鑑定書に相手方が同意しないと、鑑定内容について、鑑定内容について、鑑定書作成者の証人尋問を行い、事実認定者がその内容を詳しく知る訴訟手続であることを前提に、最終的に事実認定の資料用いてよいかどうかの観点から証拠能力や関連性の有無が議論されてきたのである。つまり、我が国における科学的証拠の証拠能力論、関連性論は、公判で事実認定者に示してよいかどうかの議論ではなく、審理後に最終的に有罪判断の基礎となる資料としてよいかどうかの議論なのである。^{〔註〕}

このような認識のもと、本司法研究では次のような認識が示される。

「…アメリカの証拠法は、民事裁判・刑事裁判共通であり、科学的証拠の許容性も、民事裁判・刑事裁判共通であるから、要件面でジャンクサイエンスを公判に持ち込まない必要性が相当程度高い。これに対し日本では、刑事裁判のみの要件論であって、また、科学検査を担う側も、刑事裁判における証拠の適正を意識し、慎重な態度で臨んできた伝統もあり、少なくとも公的な鑑定機関が行う鑑定に限れば、アメリカと比べてジャンクサイエンスが刑事裁判に

登場する蓋然性はかなり低いといった現実認識も踏まえる必要があるう。⁽³⁵⁾

以上のような認識のもと、本司法研究は、裁判員裁判における科学的証拠の利用について、「職業裁判官は、法律家として科学的証拠の持つ特殊性、危険性について認識があり、個々の裁判において、科学的証拠の意義と限界の双方を審理で明らかにすることが重要であることを知っている」ため、「市民のみが事実認定者である陪審制度と比べると、科学的証拠の持つ危険性が現実化しない防波堤があるという点で大きな違い」があるとする。

このように、本司法研究は、従来の警察実務及び裁判実務を全面的に肯定した上で、裁判官の自由心証に供するための注意則を定立しようとするものである。

他方、学説においても、科学的証拠の許容性に関する、とりわけ科学的証拠の関連性について注目すべき見解が登場している。

論者によれば、科学的証拠の許容性の問題を検討するために、判例ベースで、関連性概念を再構成することが目指される。そして、専門証拠（専門的な知識・経験を用いた証拠）を、科学理論に基づく専門証拠（DNA鑑定など）と経験則に基づく専門証拠（警察犬による臭気選別など）に分けた上で、その許容性に関する考慮要素が検討される。たとえば、DNA鑑定については、①基礎にある原理・方法の存在、②当該事案における検査資料の実験・分析過程、③導出された結論の評価が問題となるとされる。⁽³⁶⁾ そして、前記①については、①テスト結果、②エラー率、③方法実施の基準の策定・整備状況、④他の専門家による吟味・承認により判断するとされ、前記②については、(i) 専門家の知識・経験、(ii) 検査機器の正確性、(iii) 検査資料の同一性・真正性、(iv) 具体的な検査方法の適切性を判断しなければならないとされる。

しかし、ここでも注意しなければならないのは、これらの考慮要素の判断は、裁判官の自由心証によって行われる

といふことである。基本的な方向性としては、前記の司法研究と大差ないということができるよう。

従来、指摘されてきたように、刑事裁判における科学的証拠の証拠能力又は証明力の問題は、裁判所が都合のよい結論を「つまみ食い」的に評価することにあつた。そして、この恣意的な評価が数々の誤判事件を招いてきた。すでにみたように、飯塚事件の確定判決および棄却決定でもこのような科学的証拠に対する「つまみ食い」的な認定が隨所にみられる。

たとえば、被害女兒の胃の内容物に関する法医学鑑定について、確定判決は、U子の胃及び腸の内容物の評価にして、石山鑑定に全面的に依拠している一方で、N子の胃及び腸の内容物の評価に関しては、鑑定手法が適切でないとして、石山鑑定を否定しつつも、「二人は同じ機会に殺害されたとみるのが自然である」という独自の推認などからN子は食後一二時間で死したものと結論付けている。

同一人の同一機会の証言であるT証言についても、車についてのきわめて詳細な証言部分は信用できるとする一方で、被告人の容ぼうとはかなり異なる人に対する証言部分は「矛盾しない」としている。

MCT118型鑑定についても、足利事件のMCT118型鑑定は確定判決で信用性がないとされ、その鑑定人の検査手法や技量に疑問符がついているにもかかわらず、同一の鑑定人が行った飯塚事件のMCT118型鑑定は「鑑定の方法及び分析の手段も定型的な妥当性を有する」として信用できるとしている。その一方で、同一の鑑定人が行つたHLADQ α 型検査については検査手法が適切でないとしている。

このように、科学的証拠の証拠能力と証明力を評価するにあたつて重要なことは、裁判官の自由心証に対してどのようにしばりをかけるかという問題である。とりわけ、被告人を有罪とするために都合のよい鑑定結果を、裁判官が盲信し、またその不備を自己の自由心証（抽象的な可能性論）で補うということは避けなければならない。

そのためには、DNA鑑定などを警察機関のみで行うことは避け、その検査結果への透明性を高めるといった制度的な担保や、検察側と弁護側の鑑定結果が対立・矛盾する場合には、それらの矛盾の理由を科学的に解明しつつ事実認定を行うなどの方法が考えられよう。

(3) 現場資料の全量消費の問題

飯塚事件の再審の困難性は（検察側の説明によれば）現場資料が全量消費されていることにある。棄却決定は、括弧書き・なお書きではあるが「再鑑定のための資料を残しておくことが望ましい」とはいうまでもないが、資料が残されていないからといって、それにより直ちに証拠能力が否定されることにはならない」という。このような見解は、学説においても有力である。⁽⁴⁾

たしかに、現場資料が少なければ全量消費されてしまうこともありうる。また、現場資料の保存を義務付けるような立法的措置がなされていない従来の運用⁽⁴⁾において、再鑑定のための資料がないことによって当該証拠の証拠能力が失われるとすれば、DNA鑑定が有罪認定の決定的な証拠となっているような事例において再審の濫訴を招く結果となるかもしれない。したがって、故意による破棄の場合などは除いて、現場資料が保管されていないことが、直ちに証拠能力の否定に結び付かないという理解もありえよう。

しかし、少なくとも、「矛盾しない」というレベルのDNA鑑定が証拠構造において重要な位置をしめているとすれば、再鑑定不可ということは「合理的疑い」を残す（永続させる）ことになり、請求人に不利益を負わせることになる。

このような場合、次善の策として、当該科学的証拠に関する証拠をすべて開示することが必要と考えられる。

もつとも、本件は現場資料が僅少であつたという事案ではない。何度もDNA鑑定を実施した事案である。では、なぜ何度もDNA鑑定を実施しなければならなかつたのか。過去のデータはどのようなものなのか。それを開示することがぜひとも必要である。

(4) T証言と供述心理学

T証言の現場となつた八丁峠は、片側一車線の細い道が延々とつづき、同じようなカーブが多数連続するところである。現にT自身も目撃場所の特定のために、付近を三往復ほどしたとされている。

また、Tの初期供述（三月一日午前）は「普通の標準タイプのワゴン車」「紺色ワゴン車」といった簡単な供述にすぎなかつたにもかかわらず、時間を経るにしたがつて、車種の特定や車の特徴などを含めてきわめて詳細になつているとされる。

他方、Tの自動車の関する証言は被告人の自動車に酷似しているのに対し、Tが目撃したとされる自動車付近の人物の特徴は被告人とは似ておらず、「矛盾しない」（確定判決）という程度にすぎない。

すでにみたように、弁護側は、T証言は目撃後に捜査官によつて誘導されたものなどと主張したが、この点、棄却決定は「警察官からの誘導を受ける可能性のない時期」においてもTは被告人車に類似した特徴を供述していたとして、弁護人の主張を退けた。

たしかに、三月四日のTの供述には「車両は、普通車の紺色ワゴン車、後輪がダブルタイヤ、やや古い」（同日午前）、「駐車車両は、紺色、ボンゴ車、後輪ダブルタイヤ、車内は見えなかつたように思うので、ガラスに何か貼つていたと思う」（同日午後）という記載がみられる。しかし、この三月四日はTが刑事とともに現場に赴いた日であり、こ

の日の供述の生成過程は証拠開示されていないため、依然として不透明なのである。

T証言の評価においては、少なくともT証言に関する全証拠を証拠開示しなければ「警察官からの誘導を受ける可能性のない時期」とは断定できないはずである。証拠開示によって、はじめて、確定判決の科学的な検証になるようと思われる。過去の冤罪事件の供述心理学的分析によつて、供述心理学が科学性を持ちうることはすでに実証されている。⁽⁴³⁾ 証拠開示は科学性の最低限度の要請である。

弁護人は「捜査記録のさらなる開示が実現すれば、T証人がダブルタイヤを見ておらず、二月三日以降、T証言に付け加わった事実のほとんどは捜査員からの誘導によるものであることが必ず明らかになる」と主張している。⁽⁴⁴⁾

(5) 死刑再審と証拠開示

飯塚事件は死刑事件である。しかし、死刑事件であるからといって、通常審でも再審請求審でも特別の配慮がされたようには見受けられない。確定判決の認定では、殺害の場所や態様もあいまいである。

日本と同様に死刑制度を存置するアメリカ合衆国では（もつともかなりの州で死刑制度を廃止している）、死刑事件について、いわゆるスーパー・デュー・プロセスという考えに立つて、特別な配慮がなされている。⁽⁴⁵⁾

たとえば、通常審において、有罪・無罪の判断だけでなく、量刑審理も陪審によつて行われること、死刑の評決は全会一致でなされる必要があることなどがそれである。また、事後救済手続（上訴・再審手続に該当）では、直接上訴手続のほか、州の裁判所への人身保護請求、そして連邦の裁判所への人身保護請求が認められているが、死刑の効率化が図られつつも、例外的に新証拠にもとづく事実面についての「無実の主張」も認められている。さらには、死刑慎重論の高まりを背景として、有罪判決を受けた者が無実を主張してDNA検査を受けるための手続も整備された。⁽⁴⁶⁾

しかし、日本においては、このような制度的な保証はない。おそらく、犯罪事実の事実認定はもとより、量刑についても裁判官の自由心証とされたためであろう。

これまでみてきたように、他の再審事件についてと同様に、飯塚事件においても、証拠開示がきわめて重要な要素である。しかし、周知のように、刑訴法の再審の章に証拠開示の規定は存在しない（おそらくは刑訴法制定の際の不備とみられる）。したがって、従来では判例で示された要件で証拠開示がなされてきた。もつとも、検察官は、明文規定がないことに加え、再審請求審における訴訟構造の違いや弁護人による「証拠あざり」の危険性などを根拠に開示には消極的であった。

では、現状においても再審において証拠開示を認める余地はないのであるうか。六〇年以上前に作られた刑訴法に規定がないという理由で、法律家は証拠開示に沈黙し、誤った死刑判決の可能性があるケースを無視してよいのであらうか。

この点、公判前整理手続における証拠開示規定を根拠として、次のような主張が有力に展開されている。

「…公判前整理手続における証拠開示制度は、単に裁判手続の効率性のみを目的としただけのものではなく、検察官側と被告人、弁護人側との証拠収集能力についての決定的な格差があることを前提として、デューリプロセスの観点から、そのような両当事者間の証拠収集における格差を是正し、裁判の公正を図り、冤罪を防止することを究極の目的としていると考えられる。…そうだとすると、再審事件…においても、もし、その事件において、公判審理の段階で…公判前整理手続等が行われ、証拠開示が行われていたとすれば開示されたであろう証拠については、証拠開示がなされてしかるべきであろう。…したがって、元來類型証拠、主張関連証拠として開示が認められたような証拠については、再審手続においても、その開示を認める方向で検討すべきものと思われる。そのような証拠に

ついて証拠開示が求められれば、検察官は積極的に対応すべきであり、裁判所としても、同様の方向で、当事者間の調整に当たるべきものと考える。⁽⁴⁸⁾

また、学説においても、再審請求審の意義を、新証拠が確定判決の証拠構造にどういった影響を及ぼし、「合理的な疑わしさ」を生じさせたのかを見ようとする立場（誤判訂正機能説）からとらえ、通常審の公判前整理手続における証拠開示命令の対象ならびにその範囲に関する判断は、再審請求審における裁判所の開示勧告の対象ならびにその範囲に援用することができるという見解も有力に主張されている。⁽⁴⁹⁾また、公判審理との類似性に加え、再審請求審の地位や再審請求手続の構造の分析などから、再審請求における証拠開示は現行法においても十分認めることができ、裁判所は再審請求を実質的に判断するため、あるいは確定判決に合理的疑いが発生する可能性が生じた場合はそれをさらに解明するために、証拠開示勧告を行うことができ、検察官は原則としてこれに応じなければならないとの見解も有力である。⁽⁵⁰⁾

憲法三一条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定する。死刑を含めた刑事手続では、憲法三一条によつて、その適正さが要求されるのは言うまでもない。他方、憲法十三条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする。」としている。刑事手続に即していえば、個人の尊厳と国家刑罰権の行使との調整をはかったものと考えることができよう。

そのため、刑訴法一条も「この法律は、刑事案件につき、公共の福祉の保持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」と規定する。この規定については、実体的真実主義と適正手続という考え方が対立しているといわれることもある。たしかに、治安維持の

要請が強い捜査においては、そのようにも考えることができよう。現に、判例では任意処分と強制処分の区別や証拠排除の局面で両者の要請が比較衡量されている。しかし、再審においてはどうだろうか。

誤判というのは、一方では真犯人を取り逃がすことによって、他方では誤つて有罪判決を受けた者の人生に深刻な被害を与えることによって、公共の福祉に対しても、個人の尊厳に対しても不正義を生じさせる。誤判は実体的真実主義からみても、適正手続からみても許されない。

戦後の再審の嚆矢となつた吉田事件の再審開始決定（小林登一裁判長）も次のようにいう。

「再審制度は今までなく判決の確定力と実体的真実の要求との衝突を調和するためのものである。判決の確定力を重視することは裁判の威信を保つうえに必要ではあるが、判決の確定力を重視する余り、もしこれを確定不能のものとすれば、実体的真実の要求が犠牲となり、それはかえつて裁判の威信を傷つけることになる。」⁽¹⁾

誤判は個人の尊厳に違反し、他方で公共の福祉にも違反するため、誤判の存在（その放置）そのものが憲法違反であるともいいう。死刑判決をはじめとして有罪判決を下すのは国家であり、有罪判決が国家の責任においてなされるとすれば、誤判是正の責任、すなわち憲法違反の是正は国家にある。また、飯塚事件の場合、死刑執行後の再審ということもあり、なおさら是正の必要性は高い。さらにDNA鑑定や供述心理鑑定など事後検証の必要が高い科学的証拠が有力な証拠となつていて、それに加えて、現場資料が全量消費されており、事後検証の必要性はさらに高い。したがつて（現在の再審における証拠開示の運用を前提としても）飯塚事件の再審における未開示証拠の証拠開示は必要的ということになろう。裁判官が「憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法七六条三項参照）限り、個人の尊厳にかかる憲法上の問題については証拠を開示して真実を究明する義務があるといいう。また、「裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督」する「公益の代表者」たる検察官（検察庁法四条参照）についても同様

であり、証拠を開示することに伴う不利益も一切存在しない。かりに検察官が、誤判を隠すために証拠を開示しないとなれば、司法作用の適正性を害するため公共の福祉に反するのはいうまでもない（またそれゆえ犯罪的もある）。以上のように、憲法的利益較量に基づけば、飯塚事件においては全面的証拠開示が必要的となる。⁽²⁾ 迅速な全面開示が望まれる。

八、おわりに

弁護団の献身的な再審請求によって、確定有罪判決の事実認定はもはや崩壊しているようにみえる。確定有罪判決の論理をからうじて支えているのはわずかな確定力でしかない。しかし、確定力に基づく刑罰の執行、それも死刑執行という不可逆性によって、そのわずかな確定力を破ることさえ審判者にとつて大きな心理的壁として立ちはだかっている。

しかし、問題はきわめてシンプルである。「はたして無実の者を死刑にしてよいのか」という問い合わせがあるのである。

請求人と敵対構造にあると思われてきた検察官の立場からも、かつて次のように説かれていたことに注意しなければならない。

「再審手続きはいわゆる当事者主義の構造をとつてはいるが、そこにおける請求人対相手方の関係は本来敵対関係ではなくて協力関係でなければならない。：請求人の主張に相当な理由があるような場合には公益の代表者たる検察官は被告人に対する後見的機能を活用し謙抑と愛情とをもつて請求人に協力するくらいの心がまえがほしいもの

である。」「裁判官にあつても、同僚の面子に拘泥することなく、過去の誤りを誤りとして卒直に認める」とによつて、かえつて司法に対する「る」国民の信頼が高められると知るべきである。」「古来、人権を軽視し、人道主義に反した故をもつて没落した国家は数限りなくあつたが、人権尊重のゆえをもつて衰微した国家は一つもなかつた。再審制度の運用にあたつて、もつとも必要とされるものは、磨き澄まされた人権感覚にほかならないのである。⁽³³⁾」死刑執行後の再審事件である飯塚事件においては、とりわけ司法関係者の人権感覚と正義(Justice)実現への勇気が試されている。それは裁判官(Justice)が裁判官でありつづけるために、検察官が検察官でありつづけるために、そして司法(Justice)が司法でありつづけるために最も必要なものである。

【付記】本論文作成にあたつて、飯塚事件弁護団の徳田靖之弁護士、岩田務弁護士(主任)、亀井正照弁護士に大変なご配慮をいただいた。記して格別の謝意を申し上げる。

- (1) 宇都宮地判平成二年三月二六日判時二〇八四号一五七頁。開始決定は平成二一年六月。
- (2) 一九九二(平成四)年二月二三日朝日新聞西部版朝刊社説
- (3) 徳田靖之「飯塚事件無実で執行された久間さんの再審」『年報・死刑廃止二〇一〇』四四頁以下参照。
- (4) 九州再審弁護団連絡会(二〇一四年三月)の席上で佐藤博史弁護士の発言など参照。
- (5) 飯塚事件及びその再審の経緯については、岩田務「暴行殺人被疑事件(飯塚事件)／情況証拠による情況事実の総合評価」季刊刑事弁護二三巻(二〇〇〇年)、同「特集・情況証拠による事実認定／飯塚事件」季刊刑事弁護二七号(二〇〇一)

- (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14)
- 年)、同「特別企画・最近の再審判断に変化はあるのか／飯塚事件—請求棄却という結論ありきの理由づけ」季刊刑事弁護七九号(二〇一四年)一〇二頁以下、同「特別企画・再審請求審における証拠開示の現状と課題／飯塚事件」季刊刑事弁護八〇巻(二〇一四年)一二四頁以下、同「特集・法科学の可能性と危険性／飯塚事件の再審請求」法と心理十四巻一号(二〇一四年)三頁以下、徳田靖之「飯塚事件 再審請求と死刑制度」再審通信一〇九号(二〇一五年)三九頁以下が詳しい。また、土本武司「再審請求—飯塚事件」検査研究七五八号(二〇一四年)一一六頁以下。
- 管見の限り、わが国の死刑執行後の再審としては、大逆事件、福岡事件及び飯塚事件を数えるほかない。
- いわゆる袴田事件の再審開始を決定した静岡地決平成二六年三月二七日公刊判例集未登載は、検査機関の違法、不正な検査が存在し又は疑われる場合には、「國家機関が無実の個人を陥れ、四五年以上にわたり身体を拘束し続けたことになり、刑事司法の理念からは到底耐え難いことといわなければならぬ」としたうえで、袴田巖氏への死刑に伴う拘置について「袴田に対する拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない」とした。
- ここでは、西日本新聞データベース「パピルス」を基本として、適宜、西日本新聞マイクロフィルム版および読売新聞データベース「ヨミダス歴史館」を使用した(いずれも福岡県立図書館のもの)。専門用語として、適切でない文言もあるが文章の表記は原文のままとした。
- 福岡地判平成十一年九月二九日判時一六九七号一二四頁参照。
- 福岡高判平成十三年一〇月一〇日高檢速報(H十三年)二一九頁参照。
- 最二判平成十八年九月八日裁判集刑事二九〇号二〇九頁(裁判所ウェブサイト)参照。
- 詳しくは、岩田・前掲註(5)「飯塚事件の再審請求」法と心理十四巻一号三頁以下など参照。
- 二段階説については、佐藤博史「再審請求における証拠構造分析と証拠の明白性判断」松尾古稀(一九九八年)六七一頁などを参照。
- ネガフィルムの詳しい分析については、岩田・前掲註(5)「飯塚事件の再審請求」法と心理十四巻一号三頁以下、または同「飯塚事件—請求棄却という結論ありきの理由づけ」季刊刑事弁護七九号一〇二頁以下などを参照。

- (15) 岩田・前掲註（5）「飯塚事件の再審請求」法と心理十四卷一号二三頁以下参照。
- (16) 第一次実験等については、巖島行雄「飯塚事件におけるT証人の目撃供述の信用性に関する心理学的研究（一）供述内容の心理学的検討」日本大学文理学部人文科学研究所研究紀要六三号（1962年）二〇三頁以下参照。
- (17) 第二次実験等については、巖島行雄「飯塚事件における目撃者Tの供述の正確さに関する心理学鑑定」法と心理十四卷一号（1964年）十七頁以下参照。
- (18) 本決定に対する評釈として、豊崎七絵「証拠の明白性が認められないとして再審請求を棄却した事例（飯塚事件再審請求棄却決定」新・判例解説 Watch No.9 (1964年)。
- (19) 最決昭和五〇年五月二〇日刑集一九卷五号一七七頁。
- (20) 豊崎・前掲註（18）三頁。
- (21) DNA鑑定については、赤根敦「DNA鑑定は万能か—その可能性と限界に迫る」（1964年）、勝又義直『DNA鑑定—その能力と限界』（1965年）など参照。また、日本の警察におけるDNA鑑定の実用化の過程などについては、三井誠『刑事手続法III』（1964年）一二三七頁以下参照。
- (22) 三井・前掲註（21）『刑事手続法III』二五七頁以下も参照。
- (23) 旧証拠の証明力のかさあげがされたとされる、最決平成九年一月二八日刑集五卷一号一頁（名張事件）参照。
- (24) 最判昭和四八年十二月十三日判時七二五号一〇四頁。なお、控訴審は、①本件放火の犯人は被告人方内部の者と認められること、②出火当時、被告人方にいた他の者については犯行の嫌疑が認められないから、残るのは被告人だけに絞らることと、③被告人には、放火の動機となりうるものとして、（イ）当時既に改築することに決つていた本件家屋に出火の前々日に二〇〇円の火災保険をかけたこと、（ロ）昭和四二年一月以降被告人方付近で発生した三回の火災につき被告人またはその弟Aの犯行ではないかとの風評が流布されていたので、被告人がこれを思い悩んでいたこと、などの諸事情が存し、さらに、被告人を犯人と疑うべき事情として、（イ）出火の前日頃、被告人は着物一揃を右A方に預けたこと、（ロ）出火当日の就寝にさいしての被告人の服装と出火後の被告人の行動について奇異に感じられる点があつたことなどの理由から、本件火災を被告人の放火によるものと推認できるとした。

- (25) 最判平成二二年四月二七日刑集六四卷三号二二二二頁。
- (26) 藤田裁判官の補足意見も参照。
- (27) 三井・前掲註(21)「刑事手続法Ⅲ」二六三頁以下など参照。
- (28) 古畠種基『簡明法医学』(一九六四年)序及び本文一頁参照。また、同『犯罪と法医学』(一九三八年)、『法医学と犯罪検査』(一九三九年)なども参照。
- (29) 総合科学技術会議「分野別推進戦略〔VII社会基盤分野〕」(平成十八年三月二八日)二八八頁。
- (30) 本司法研究に対する批判として、「特別企画・科学的証拠と刑事裁判／司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』の検討」季刊刑事弁護七六号(二〇一三年)八二頁以下参照(指宿信・徳永光・田淵浩一・佐藤博史・本田克也)。なお、本号所収の、本田克也「DNA鑑定の有用性と課題—法医学的鑑定から(第二章を中心にして)—」一一二頁によれば、「この小冊子は誤った説明や不必要的説明、説明不足が大変多いため、とうてい市販に耐えうるレベルではなく、専門家としては、とうてい許容できないと断言できる」とされる。
- (31) 司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』はしがき二頁。
- (32) 同右。
- (33) 同右十四頁以下。なお、本司法研究によれば、「この6段階・8項目は、思考上の便宜としての分類であつて、実際には(1)と(2)や(2)と(3)は、密接不可分であつたりするから、争点がこの6段階・8項目のどれかに該当するかという分類自体にこだわる必要はない」とされる(同十五頁)。
- (34) 同右三三頁。
- (35) 同右三三頁。
- (36) 同右三四頁。
- (37) 同右三三五頁。
- (38) 成瀬剛「科学的証拠の許容性(五)」法学協会雑誌一三〇巻五号(一〇一三年)。
- (39) この点、本田・前掲註(30)「DNA鑑定の有用性と課題」も同様の視点を提示する。

飯塚事件と死刑再審

- (40) 成瀬は②を「当該事案における検査資料の実験・分析過程」の問題とし、現場資料の全量消費の場合でも、当該証拠の許容性の絶対的な基準にすべきではないとする。
- (41) 「DNA型記録取扱規則」（平成一七年八月二六日国家公安委員会規則第一五号）及び「DNA型記録取扱細則」（平成一七年警察庁訓令第八号）参照。
- (42) この点、内田博文ほか編『転落血印』（一〇一二年）など参照。
- (43) 岩田・前掲註（5）「飯塚事件」季刊刑事弁護八〇巻一二七頁。
- (44) 最近のスーパー・デュー・プロセスについての紹介として、田鎖麻衣子「死刑事件における適正手続」季刊刑事弁護八三号（一〇一五年）一一〇頁以下、笹倉香奈「死刑事件の手続」六一巻一号（一〇一六年）四六頁以下など参照。
- (45) アメリカの量刑陪審について、岩田太「陪審と死刑」（一〇〇九年）が詳しい。
- (46) See e.g. Wayne LaFave and Jerold Israel, CRIMINAL PROCEDURE, 1357-1359 (2009). また、富崎英生「連邦人身保護令状の手続における無実の例外」鈴木義男古稀（一九九六年）など参照。
- (47) 中川かおり「一〇〇四年万人のための司法手続法—犯罪被害者の権利を確立し、DNA検査の充実を図るための米国のかつての立法—」外国の立法（一〇〇五年）一一六号三頁以下など参照。
- (48) 門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』（一〇一〇年）一五九頁以下。
- (49) 指宿信「証拠開示と公正な裁判」（一〇一一年）一八九頁以下参照。
- (50) 斎藤司「刑事再審における証拠開示の現状分析と理論的検討」季刊刑事弁護七一号（一〇一一年）一一二頁以下参照。
- (51) 「吉田石松再審開始決定書」自正一一巻六号（一九六一年）二八頁。
- (52) 檢察官手持ち証拠の全面的証拠開示を認める見解として、木谷明「再審請求審における証拠開示の重要性—大崎事件・再審請求審提出上申書」季刊刑事弁護七八号（一〇一四年）七四頁以下など。
- (53) 安倍治夫「再審における人権感覚—刑事再審制度の比較法的反省」自正一一巻六号（一九六一年）一四頁〔執筆當時、法務省刑事局参事官室局付検事〕。

